



14
682

欽定四庫全書



始



和

加藤博士述 (非賣品)

強制執行法 完

大正十一年度東大講義

14-682



制

加藤博士速 (非賣品)

執

行

(以藤島旅拔筆島) 完

大正十一年度東大講義

大正
11. 10. 25
内交

漢制施行 五次 終

第三節

船舶ニ付スル強制執行
金銭ノ支払ヲ目的トセザル債權ニ付テハ
強制執行

一五〇
一五四

第四項

他ノ財產ニ付テハ強制執行

四

第五項

差押ノ業ニ付テハ債權

一五〇

第六項

以テ、執行ノ配當要求

一五一

第四款

配當手続

一五二

第二節

不動産ニ付テハ強制執行

一五三

第一款

強制執行

一五四

第二款

強制執行

一五五

第三款

強制執行

一五六

第四款

強制執行

一五七

第五款

強制執行

一五八

第六款

強制執行

一五九

第七款

強制執行

一六〇

第三款

強制執行

一六一

強制執行

加藤博士述



第一章 總則

第一節 強制執行要件

第一款 債務名義 (Vollstreckungstitel)

(Fullstreckungstitel)

(1) 意義

債務名義トハ之ニヨリ实体上ノ請求権ノ存在ヲ確定又ハ公証シ之レニ
對シテ法律ニヨリ執行力ヲ附與シタル公文書ヲ云フ。故ニ債務名義トハ

直接ハ公ノ文書其ノモノヲ指シ *öffentliche Urkunde* 間接ニ

ハ其ノ文書ヲ表示スルモノノ請求権其ノモノヲ指ス 然レテ此ノ文書ハ内容ニ於テ特ニ執行カヲ有スルモノヲ記載シタルモノアリ 例ハハ仮執行ノ宣告アル判決、執行判決、執行命令又ハ執行証書ノ如シ、又ハ斯ル内容ヲ有セサルモノアリ、例ハハ確定判決、和解ノ調書、破産債権表ノ如シ、蓋シテ文書ノ内容ニ於テ執行ヲ有スル旨ヲ記載セサルモ法律々々レニ執行カヲ附與スルヲ以テナリ

債務名義タルニハ先ツ文書ノ内容ニ於テ然義ノ強制執行ニ適スルコトヲ要ス、即チ實體上ノ請求権ニヨリ成レ給付ヲ為スヘキ内容ヲ有スルコトヲ要ス、例ハハ判決又ハ決定ニマリテハ或ル給付ヲ命シタル裁判タルコトヲ要シ、和解等ニマリテモ或ル給付ヲナスヘキコトヲ承認シタルモノニ限ル

債務名義ハ強制執行開始ノ爲ニハ絶体的必要ノ条件ニシテ相手方ノ申立ニヨリ其ノ強制ヲ神正セシムルコトヲ得ス、若シ債務名義ヲ紛失セシ

ムルトキハ強制執行ハ之ヲ開始セシムルヲ得ス、故ニ訴訟ニヨリ一旦判決確定セリトスルモ判決、原告失失、洪水其他ノ原因ニヨリ喪失シ債務名義ヲ作成スルコト能ハサルトキハ更ニ訴訟ヲ提起スルノ外ナシ、又其ノ反対ニ債務名義存在シ強制執行ナシ得ヘキトキハ新訴提起ノ利益ヲ欠ク、若シ債権者カ全一ノ請求権、爲ニ新旧二種ノ債務名義ヲ有スルトキハ新ナル債務名義ヲ以テ有効トス、例ハハ確定判決ヲ有スル債権者カ債務者ノ破産ニヨリ破産手続ニ参加シ債権表ニヨリテ確定シタル債務名義ヲ有スルトキノ如シ、若シ二種ノ債務名義ニ基キ二重ノ強制執行ヲ受ケルトキハ債務者ハ亦五五四十四条ニヨリ異議ヲ申立ツルコトヲ得

(2) 債務名義ノ種類

实体上ノ請求権ノ存在ヲ確定スルモノヲ確定判決トス 故ニ確定判決ハ債務名義トシテ理想的ノモノトス 然レトモ確定判決前ニ於テ確定シタルト全一ニ執行カヲ與フルヲ適當トスル場合アリ 依テ斯ル場合ハ仮執行ノ宣告ヲ附シ債務名義トナス、此ノ二者ハ何レモ裁判所ノ判決ニシ

債務名義トシテ模範的ノモノトス 依テ法律ハ此ノ二者ニツキ執行ヲ
ナスハ一般的ニ確定ヲ俟テ之ヲ他ノ債務名義ニ準用セリ、(四九七条)
裁判所ノ判決ハ債務名義トシテ最モ其ノ當ヲ得タルモノナリト爲モ
人ノ日常生活ニアリテハ之レノミニヨリテ満足スルコトヲ得ス、依テ他
ニ幾多ノ債務名義ヲ設ク今其ノ種類ヲ順次ニ説明スヘシ

第一項 確定ノ終局判決

1) 終局判決タルコト

判決ニハ終局判決 (Endurtheil) 中間判決 (Zwischenurtheil) ト
リ、終局判決ニ限リ債務名義トナス(四九七条)終局判決トハ本訴又ハ
反訴ノ全部又ハ一部ニツキ當該判決ヲ爲ス審級ニ於テ訴訟ヲ終ラセシム
ル判決ナリ、中間判決トハ終局判決ノ準備トシテ訴訟進行中ニ生シタル
事實ニツキナス判決ニシテ其ノ審級ニ付テ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ終ラヌ
ルコトヲ目的トスルモノニアラス、故ニ中間判決ハ其ノ審級ニ於テノ

ミ拘束カヲ有シ独立シテ上訴ヲ許サズ判決ヲ独立シテ確定セス、故ニ強
制執行ノ基本タル債務名義タルコトヲ得ス、唯例外トシテ、留保判決、
(Vorkaufrecht) ニアリテハ此ノ判決アルニ訴訟ハ尙ホ當該審級ニ繫属
シ右ノ定義ニコレハ中間判決トナスト爲テ法律ハ明文ヲ以テ上訴及強制
執行ニ付テハ終局判決ト見做スト規定シ、例外トシテ強制執行ノ基本タ
ルヲ得ルモノトナセリ(四二六条、四九一条)

(2) 給付判決タルコト

債務名義タルニハ判決ノ内容カ強制執行ニ適スルコトヲ要ス、之レ給
付ヲ命ジタル判決 (Leistungsurteil) ニ限リ、確認判決、形成判
決及命令判決、強制執行ニ適セサル判決トス、命令判決トハ國家機關即
チ或ル官庁又ハ官吏ニ付シ其ノ权限内ノ行為ヲナスコトヲ命シ又ハ十サ
サルコトヲ命スル判決ナリ、例ハ執行異議訴、執行合共訴、配当表異
議訴等ニ付スル判決ノ如キナリ(五二一、五四五、五四九、六三五、
六三六条)

上述ノ如ク確認判決、形成判決及命令判決ハ何レモ強制執行ニ適スル
判決ニアラスト其ノ判決中ニ於テ敗訴者ニ訴訟費用ノ負擔ヲ命ジタ
ル部分ニ付テハ之レニ基キ訴訟費用額確定判決ヲ得テ債務名義トナスコ
トヲ得ルモノトス

(3) 確定判決ナルコト

國家ノ裁判ニ審級制度ヲ設ケ下級審ノ裁判ヲ上級審ニ於テ訂正スルノ
道ヲ拓クトシ現行法ニ於テハ之ヲ三審ニ限リ其上訴ノ手續ヲ終シ終
リタルトキ又ハ故障若ハ上訴ノ申立期間ヲ経過シタル場合ニ於テ之レニ
確定カラ附ス、然ルニ判決ノ確定カハ形成的確定カト實體的確定カトノ
兩者ニ分ツ、然シテ形成的確定カトハ当該訴訟ニ於テ判決カ最早不取申
立ノ道ナキニ至リタル性質ヲ有シ、實體的確定カトハ形式的ニ確定セル
判決ノ内容ニソキ当事者ヲ拘束スルカヨリ、其ノ拘束カハ全一事件ニ
ツキ更ニオニ訴訟起リタル場合ニ於テ其ノ効カラ發揮スルニ至ルモノ
ナリ、蓋シ判決ハ國家ノ权力ノ行動ニシテ当事者及裁判所ニ對シテ其ノ

判決ノ内容ニ從ヒテ行動スヘキ命令ヲ包含ス、故ニ当事者ハ之レニ拘束
セラル、コトヲ要スルノミナラス裁判所モ之レニ異ナリタル判決ヲナス
コトヲ得ス、而シテ当事者間ノ實體上ノ権利干渉ハ之ニヨリテ確定スル
ニ至ルモノトス

上述ノ如ク確定カニ二義アリト爲テ法律ク實體的確定カノ意義ニ於テ
確定カナル文字ヲ用ヒタルハ猶チ亦一百四十四條ニアルノミ、他ノ条文
ニ於テ判決ノ確定ト云ハルハ凡テ形式的確定ノ意味ナリトス、強制執行
ニ於ケル債務名義トシテ、判決ノ確定モ亦形式的意義ノ確定ニ外ナラス

(4) 判決確定ノ時期

判決確定ノ時期ノ問題ハ獨リ強制執行ノ爲ニスル債務名義ニ付テノミ
必要ニアラス、確認判決等ニ於テモ亦必要ナリ、其ノ他民法上ノ干渉ニ
於テモ亦必要アリ、故ニ改正案ハ之ヲ第一編ノ中ニ移シテ規定ヨリ、
現行法ハ本編ノ中ニ規定アルカ故ニ右ニ説明ス、判決確定時期ヲ區別シ
テ説明スレハ

一、上訴若クハ故障ヲ附スル判決ハ上訴又ハ故障申立ノ爲ニスル不變期間、經過ニヨリテ確定(四九八条一項)

若シ上訴若クハ故障、申立期間ニ適法ナル申立アルトキハ判決ノ確定ヲ遮断ス(四九八条二項)然シテ適法ナル一部、上訴ハ其ノ判決ノ全部ニ付キ、確定ヲ遮断ス、蓋シ当事者ハ口頭辯論ノ終了ニ至ル迄ニ判決ノ全部ニ付上訴申立ノ範圍ヲ拡張スルコトヲ得レハナリ(四〇一、四三〇条)又故障、申立ハ辯論後欠席前ノ程度ニ恢復スルコトヲ目的トスルモノニシテ此ノ申立ノ範圍如何ニ拘ラス若シ故障ク適法ナルトキハ訴訟ノ全部ニ付テ訴訟ヲ欠席前ノ程度ニ恢復スルモノナリ
二、上訴若クハ故障ニ付テ判決、上訴若クハ故障、取下又ハ放捨ニヨリテ確定ス(二六四条、三九九、四五〇条ノニモ)
然レトモ上訴ノ取下又放捨ハ当事者双方之ヲナスニアラサレハ之ニヨリテ判決直ニ確定セス、何トナレハ当事者、一方ク上訴、取下又ハ放捨ヲナスモ他ノ一方ハ四ヨリ上訴ヲ提起スルコトヲ得、其ノ提起アリ

タル場合ニハ一旦上訴ヲ取下又ハ放捨シタルモノモ亦附帶上訴ヲ為スコトヲ得レハナリ(四〇五、四四二条)

三、上訴ヲ許サ、ル判決、言渡ニヨリテ確定ス
例ハ、ハ上告審ニ於ケル附帶判決ノ如シ(四五〇及四五五条)

四、故障ヲ許サ、ル判決ハ
① 之ニ付シテ上訴ヲ許ス場合ハ上述ノ如ク上訴期日ノ許可、上訴取下又ハ放捨ニヨリテ確定(二六三条二項、三九八条但書、四九四条)

② 上訴ヲ許サ、ル場合ハ言渡ニヨリテ確定ス、例ハ、ハ上告審ニ於ケル新及席判決ノ如シ(二六三条二項)

(六)、判決確定ノ証明

強制執行ハ執行文ヲ附シタル判決ノ正本ニ基キテ之ヲナス(五一六条)故ニ判決ノ確定証明(Rechtliche Kräfte - Den gültigen)ハ強制執

行實施、為ニハ必要ニアラス。然レトモ判決、確定ニヨリ強制執行ヲウケル場合、戸籍簿ニ記載スルハル場合等ニ於テ判決確定、証明后ノ必要アリ、故ニ判決確定、証明后ノコトハ執行ノ下係ニ於テ以テ導ノミナラス。尚ク其ノ必要アルモノナルハ故ニ之亦判決ノ節ノ内ニ規定スルヲ適當トス、依テ改正案ニ此ノ規定モ亦一編ニ移セリ現行法トシテハ之レ又本編ニ規定スルハ故ニ之ヲ説明ス(四九九条)。之ツ其ノ証明后ヲ附テスル機關ハ第一審ノ裁判所書記トス。蓋シ訴訟記録ハ普通ニ第一審裁判所ニ保存セラレ、ヲ以テナリ(四三)ノ二項、四五四ノ八号)然レトモ訴訟ノ尚ホ上級審ニ繫属中ナリシトキハ上級審ノ書記ヲ其ノ判決中、確定トナリタル部分ニ付キ証明后ヲ附ス、蓋シ訴訟クハ上級審ニ繫属中ナルトキハ記録ハ上級審ニ存在スレニヨル。

若シ判決ニ對シ上訴、提起ナキ場合ニテラサレハ証明后ヲ附スルコトヲ得、ケルトキハ其ノ場合ニ限リ上級審ノ書記ヲ不變期間内ニ上訴ノ提起ナクシコトノ証明后ヲ附スシ之ヲ以テ判決確定、証明后ニ代用セシ

四(四九九条)

(書記ヲ拒絕シ裁判所ヲ要求ヲ容レサルトキハ上級審ニ抗告スヘシ)

(6) 現場恢復又ハ両告、申立ク強執ニ及ホス効力

之レニ付テハ五〇〇条ニ規定ス

第三項 仮執行ノ宣告アル終局判決

(7) 仮執行宣告ノ意義

仮執行ノ宣告 (Provisional Execution) 終局判決ニ付テハ未確定ノ終局判決ニ對シ執行ヲ許ス裁判所、宣告ニシテ原則トシテ判決其ノモノ、一部ヲナスモノナリ、今其ノ要件ニ説明スルニ

一、仮執行ノ宣告、判決其ノモノ、構成部分トス、即チ本案ノ判決ト共ニ口頭辯論ニ基キ判決本文トシテ之ヲ宣告スルモノトス、故ニ本案

判決台ニ出スレ薄判下統ニ下スル裁判ニカラス、即チ仮執行ノ宣告
ニ下スル規定、審口判決ニ下スル規定トナフヲ適當トス、依テ既正案
ハ判決手續ノ内ニ移シテ規定セリ、例外トシテ下級審ノ判決ニ付シテ
級審ニ於テ決定ノ形式ニ於テ特ニ仮執行ノ宣告ヲスル場合アリ、之レ
ハ右ニ述フヘシ一五〇九条)

二、未確定ノ判決ニ付シテ之ヲ附スルモノトス、然レトモ判決中例外ト
シテ未確定ノモノニアリテモ當然執行力ヲ有スルモノアリ。例ヘバ仮
差押へ仮処分命令ノ判決(七四二、七五七条)ノ如キハ夫自身已ニ
仮執行ノ命令ヲ包含ス、未タ仮執行宣告ノ効力ヲ失ハシムル判決ノ如
キモ仮執行ノモノカ元来一時的ノモノナルカ故ニ其ノ効力ヲ失ハシム
ル判決モ亦仮執行ノ宣告ヲ要セサルハ明クナリ、故ニ新ル判決ニ付シ
テハ仮執行ノ宣告ヲ附セス、又執行命令ニ仮執行ノ宣告ヲ附共シタレ
モノナルカ故ニ是レニ依テ仮執行ノ宣告ヲ附クヘキモノニアラスヘシ
四條)、決定又ハ命令ハ仮令抗告若クハ即時抗告ノ許、不服ヲ申立ツ

ルコトヲ得ルトキト雖モ常ニ執行力ヲ存スルモノナルカ故ニ仮執行ノ
宣告ヲ附スルニ必要ナシ(四六〇条)

三、執行ヲ許ス裁判所ノ宣告ニシテ其ノ執行力ハ確定判決ニ基テ執行ト
同一トス、故ニ單ニ執行ノ保全ヲナスニ止マラス最終ノ満足ヲ得ル迄
之ニ基キ執行ヲ遂行スルモノトス、然レトモ債務者ニ於テ保証ヲ立テ
テ執行ヲ免ルコトヲ許シタルトキハ此ノ限ニアラス(五〇一、五〇
二、五一三、五七四、五七九、六〇七条)

(2) 仮執行ノ各場合

職権ニヨル場合、申立ニヨル場合アリ、申立ニヨル場合モ單純ナル申
立ニヨル場合ト特別ナル申立ニヨル場合アリ

- 一、職権ニヨル仮執行宣告ヲナス場合(五〇一、五〇八ノ二項、五〇九
条ノ四項)
- イ、貸借ニ下スル許款

ロ、証書詐欺、又は為替詐欺ニ於テ言渡ヌ場合

ハ、全一審ニ於テ全一原告若クハ被告ニ対シ本案ニツキ言渡シタルモ
又ハ其ノ右ノ欠席判決

此ノ場合ニ付テハ左ニ例ヲ挙クヘシ

ノ、原告若クハ被告ク一度欠席判決ヨウケ之ニ対シテ故障ノ申立ヲナ
シ、其ノ故障ニ付テ、年論期日ニ於テ故障申立人ク再度欠席ヲナシ
故障棄却、新欠席判決ヲ受マタルトナリ(二六二条)

ル、右新欠席判決ハ故障ニ付マサルモ悔意ナリシコトヲ理由トスル時
ニ限リ上訴ヲ許ス(二六三ノ一項、三九八条)故ニ新欠席判決ニ対
シ上訴ヲ申立テ其ノ結果全一審級ノ差戻ナシ(四二三条)全一審級
ニ於テナニ以後、欠席判決ヲ受マタルトナリ

川、原告若クハ被告ク口頭年論期日ニ欠席シテ一次ノ欠席判決ヲ受ケ
之ニ対シテ故障ヲ申立テ、故障ニ付テ、年論期日ニ於テハ故障申立
ニ出頭シ年論ヲナシ、故障適法ニヨリ訴訟ハ欠席前ノ程度ニ復シタ

イ、貞ニ於テ其ノ年論期日ニ至リ欠席シテニオニ次、欠席判決ヲ受ケ
タルトキ之ナリ(二四九、二五八、二六〇、二六三條)此ノ場合、
又席判決ハ故障ヲ立申ツルコトヲ得サル所謂新欠席判決ニハアニス
IIニ所謂普通ノ判決ナリ、故ニ更ニ故障ヲ申立ツルヲ得、然シテ其
ノ故障ノ年論期日ニ故障申立ニ出頭シ年論ヲナシ、故障適法ニシテ
訴訟カ欠席前ノ程度ニ復シタル右オニ次、欠席判決ヲ受ケルコトア
リ、斯ノ如クスルトキハ際限ナク、欠席判決ヲ受ケ訴訟ヲ遅延セシ
ム、依テ仮執行ノ宣告ヲ附シ直ニ執行シ得トナスモ、ナリ

IV、執行命令ニ対シ故障ヲ申立テタル右被告ニ対シ欠席判決ヲナシタ
ルトキ之ナリ(三九四條)
之等ノ場合ニ於テ仮執行宣告ヲナスノ理由ハ屢々欠席判決ヲ受ケ訴訟
ヲ遅延セシムル弊ヲ除クシモンカ為候々欠席判決ヲ受ケル当事者
ニ対シテハ敗訴ヲ推定セシムル理由存スルカクノトニアリ

ニ、仮差押又ハ仮処分命令



仮差押又は仮処分命令ハ決定ヲ以テ裁判シタルトキハ異議ヲ申立ツル
 コトヲ得之ニ対シテ頭弁論ヲ終テ終局判決ヲ以テ仮差押命令又ハ仮処
 分命令ヲ取消シ又ハ変更スルコト之アルヘシ又之等ノ命令カ初ヨリ口
 頭弁論ヲ終テ判決ヲ以テ裁判セラルトキハ之ニ対シテ許又ハ故障ヲ
 申立テ其ノ結果之等ノ命令ヲ取消シ又ハ変更スルコト之アルヘシ、斯ル
 場合ニ於テハ其ノ法定ニ直ニ仮執行ノ宣告ヲ附ス、蓋シ仮押差又ハ仮処
 分命令々元来一時的ノ保全処分ニシテ仮執行ノ命令ヲ包含シ之ニヨリテ執
 行ワラル、モ、其ノ故ニ其ノ命令ヲ取消シ又ハ変更セラレタル以上ハ
 其ノ判決未タ確定セストモ之ニ仮執行ノ宣告ヲ附シ以テ直ニ取消又ハ
 変更ノ効カラ生ゼシムル必要アルニヨルナリ(四七ニ、七四五乃至七
 七条、七五六条)

ホ、着料支拂義務ヲ言渡ス判決
 契約、法定原因等ニ依ル何レモ直ニ仮執行ヲ以テ救フ、訴訟提起后及
 前ニケケノ請求ノ制限アリ

ハ、執行異議ノ許ニ於ケル強制執行ノ停止、続行又ハ取消命令ニ付スル
 判決(五四八ノ二項、五四九ノ四項、執行異議ニテ説明ス)

二、單純申立ニヨリ仮執行ヲ宣告スル場合(五〇ニ条)

イ、債償借ニ付スル訴訟
 ロ、占有ノミニ係ル訴訟

民法百九十七條以下ニ規定セル占有許ラキフ、然シテ本権ノ許ハ
 之ヲ包含セス(迅速ニスル必要アル故)

ハ、債主被席人間ニ債期間一年以下ノ契約ニ係リ起リタル訴訟

二、旅行ニ付スル請求ノ訴訟

ホ、金額又ハ價格ニ於テ二十円ヲ超過セザル財産権上ノ訴訟

三、特別ナル申立ニヨリ仮執行宣告ヲナス場合

財産権上ノ訴訟ニ付スル判決ニ限リ左ニ掲クルカ如キ特別ノ債権者
 申立ニヨリ仮執行宣告ヲ付ス(五〇ニ条)

其ノ判決ハ才一審タルト上級審判決トヲ問ハス亦對席ト及席判決ト

ルトラ問ハス然レトモ法文ニ財産権上ノ請求ニ付スル訴訟トモ前条ノ如ク訴訟事件其ノモヲ請求セス、故ニ財産権上ノ本案請求自体ラ執行シ得ル場合ニ限リ其ノ請求者タル債権者ノ申立ニヨリ仮執行ノ宣告ヲナスモノト解スヘシ、前条ニ依リテハ凡ソ訴訟事件其ノ者ヲ指スカ故ニ原告又ハ被告ノ側ヨリモ仮執行宣告ノ申立ヲナスコトヲ得ヘシ依テ原告敗訴シ訴訟費用ノ負担ヲナス場合ニ於テハ予メナシタル被告ノ申立ニヨリ訴訟費用ニ付テ仮執行宣告ヲナスニ依ル、然ルニ本条ニ依リテハ原告勝訴シ本案ノ請求ヲ執行スルニ至リタル場合ニ限リ仮執行ノ宣告ヲナスモノトス、然レトモ特別ノ申立トハ即チ次ノ如シ

イ、債権者ヲ執行ノ前ニ保障ヲ立テント申出ツルトキ執行前ニ保障ヲ立ツルコトヲ申出ツルモノニシテ判決以前ニ及ハサルハ勿論執行外ノ附典ニ付テモ保障ヲ立テタルコトノ履行ノ証明書ヲ必要トセスヘ一八条二項)然レトモ執行期間ヲシテ執行ニ為ラサントスルニ當リ保証ヲ立テタルコトヲ要シ、履行ノ証明書ヲ提出シテ執行ニ為

手セシムルモノトス(五二九条二項)

上ノ申立アルトキハ裁判所ノ判決ニ保障額ヲ指定シ、其ノ保証ヲ立ツルトキハ仮執行ヲナスコトヲ得ヘキ旨ノ条件附仮執行ノ宣告ヲナスモノトス、保証ノ額ハ強執ニヨリ債務者ニ生スルコトアルヘキ損害ノ全部ヲ賠償スルニ足ルヘキモノニシテ本案請求ノ要求其ノ利息及ビ執行費用並ニ后日本案判決取消サレ債務者ニ返還スルコトヲ要スル場合ニ於ケル利息ヲモ包含スルモノトス

ロ、債権者ノ判決ノ確定トナルマテ執行ヲ中止セハ債権者ノ損害又ハ測リ難キ損害ヲ受ケヘキコトヲ証明スルトキ、茲ニ債権者又ハ測リ難キトハ絶体ニ不明ナルニアラス、即チ第五百四条ニ所謂恢復スルコトヲ得サル損害ト異リ賠償又ハ計算カ困難トナルノ謂ナリ、

(Schwierigkeiten, Schaden juristisch) 例ハ債権者ノ財産状態ニ於テ賠償ノコト困難ニヨルヘキコトヲ古ヒ又測リ難キトハ例ハ商号、商標権及鉱業権等ニ付スル請求権ニシテ將來如

何ノ損害ヲ生スルヤ予メ測リ難キ場合ヲ云フ

二〇

四、申立ニヨリ上級審ニ於テ決定ノ形式ヲ以テ下級審ノ判決ニ對シテ仮執行ノ宣告ヲナス場合

仮執行ノ宣告ハ原則トシテ口頭弁論ヲ經テ判決ノ一部トシテ之ヲ為スヘキモノナリト雖モ今茲ニ述フル四ノ場合ハ例外トシテ上級審カ下級審ノ判決ニ假執行ノ宣告ヲナスモノトス(五〇九条)

要件ヲ述ヘシニ

イ、オ一審又ハオニ審ノ判決ニシテ一部ハ上訴ヲ以テ不服ヲ申立テラレザリシコトヲ要シ、其ノ不服申立ナキ部分ニツキ上訴審ニ於テ假執行ヲナスモノトス、蓋シ下級審ノ判決ニ對シ上訴アルトキハ上訴人ハ口頭弁論中何時ニテモ上訴申立ヲ撤消スルコトヲ得、又被上訴人ハ附帶上訴ヲナシ得ヘシ、故ニ上訴ニツキ不服ナキ部分ニツキテモ並ニ確定スルモノニアラス、依テ其ノ不服申立ナキ部分ニツキ假執行ノ宣告ヲ受クルモノトス、然レトモ若シ何日當事者カ上訴ヲ

撤消シ又ハ附帶上訴ヲ立ツルトキハ假執行ノ宣告ヲ附スル理由ハ消滅ス、故ニ不服ノ申立アリタルトキハ並ニ決定ヲ以テ假執行ノ宣告ヲ取消スモノナリト主張スルモノアリ、然レトモ假執行宣告ニ基キ已ニ強制執行ニ着手シタルコトアルヘキ故ニ此ノ場合ニ於テハ假執行宣告アリタル判決ニ對シ上訴アリタルトシテ一ニ取扱ヒオ五百十二条ノ規定ニヨリ執行ノ停止ヲナスヘキヲ相当トス

ロ、オ一審又ハオニ審ノ判決ニシテ假執行ノ宣告ナクシモ、又ハ条件付假執行ノ宣告アリタルモノナルコトヲ要ス、假執行宣告ナクシテシテハ前述ノ假執行ヲナス向テノ場合ヲ包含ス、此ノ要件ノ必要トスル所以ハ既ニ假執行ノ宣告アリタルモノニ付テハ其ノ宣告ヲナス必要ナキニヨル、又条件付假執行ノ宣告アリタルモノトハオ五〇ニ条オ一号又ハオ五百五条オ一項ニヨリ債権者カ執行故ニ保障ヲ立ツルコトヲ条件トシテ執行ヲナシ得ヘキ旨ヲ宣告スル場合ヲイフ此ノ場合ニ上級審カ假執行ノ宣告ヲナストキハ畢竟但条件ニ執

（五）五ノ一項）此ノ場合ハ、五〇ニ条一号ノ場合ニ於テ債権者自ラ保証ヲセツルコトヲ申出ツル場合ト其ノ状態ヲ全シクシ、只債務者ニ於テ債権者ク執行前保証ヲ立ツヘキコトノ申立ヲナスヘキモノトス、然シテ執行シテ保証ヲ立ツルコトノ停止条件ニカカラシムルモノトス、故ニ執行前ニ保証ヲ立テ其ノ証明書ヲ提出シテ初メテ執行ニ着手スルコトヲ得ヘシ（五〇九条一）

（ロ）債務者自ラ保証ヲ立テ又ハ許諾物ノ供託ヲナシテ執行ヲ免ルコトヲ條件トスル宣告 債権者ク執行ノ前ニ保証ヲ立ツルコトヲ申出テサルトキハ債務者ニ於テ保証ヲ立テ又ハ供託ヲナシテ執行ヲ免ルコトヲ得ル宣告ヲナワシムルコトトス、（五〇五ノ二項）

此ノ場合モ亦本条ホ一項ヲ受ケテホ五〇一条乃至ホ五〇三条ノ凡テノ場合ニ適用アルモノトス、即チ凡テノ場合ニ於テ若シ債権者カ執行ノ前ニ保証ヲ立ツルコトヲ申出テタルトキハ債務者自ラ之ヲ申立テ又ハ供託ヲナシテ執行ヲ免ルルコトノ宣告ヲナシメタル

モノトス

(4) 仮執行宣告手続

一、仮執行宣告申立

職権ニヨリ宣告ヲナス場合ハ判決ヲ求ムル申立ノ内ニ自ラ仮執行ヲ受ケルヘキコトノ申立モ亦包含ス、然レトモ申立ニヨリ仮執行ノ宣告ヲナス場合ハ各場合毎ニ勝訴ヲ予期シタル当事者アリ、口頭年論中予メ其ノ申立ヲナスコトヲ要ス（五〇六条一）然シテホ五〇九条ノ場合ハ例外ニ属スルコトハ已ニ説明セリ、又執行宣告ノ申立ハホ一審ニ於テ之ヲナサスシテホ二審ニ於テ新ニ其ノ申立ヲナスモ可ナリ

二、債務者ノ防禦ノ申立

之レ亦口頭年論ノ終結前予メ其ノ申立ヲナスコトヲ要スルハ勿論トス、然ラズンハ防禦トシテノ効力ヲナササルヲ以テナリ

三、仮執行宣告ニ付スル裁判

申立。付キ口頭弁論ヲ終、判決、一部トシテ其ノ主文ニ之ヲ掲クル
ヲ原則トス(五〇七条)

右、如ク判決、一部ヲナスヲ以テ若シ裁判所カ其ノ宣告ヲナスコト
ヲ脱漏マシメタルトキハ當事者ハオモ百四十二條及オモ百四十五條ノ
規定ニヨリ判決、補正ヲ申立ツルヲ得(五〇八条) 此ノ補正判決ヲ
ナスニ付テハオモ百四十二條ニ依リ其ノ部分ニツキ口頭弁論ヲナスハ
オモ百四十九條故ニ債務者ハ此ノ場合ニ於テ新ニオモ百五〇條及百
五十一條ノ申立ヲナスコトヲ得

四、控訴審ニ於ケル仮執行ノ宣告ヲナス裁判

仮執行宣告ハ前記ノ如ク判決、一部ヲナスク故ニ本案判決全部ト共ニ
又ハ仮執行ノ宣告ノミハ合高シテ之カ控訴ヲナスコトヲ得、其ノ何レ
ノ場合タルヲ問ハズ、控訴審ニ於テハ申立ニヨリ先ツ仮執行ニツキ
論及ニ裁判ヲナス(五一ノ一項)、蓋シ仮執行宣告ノ当否ハ迅速ニ
之ヲ確定スルニ必要ナルニヨル、本文ノ當キ方ハ非常ニ速ニ書方ナレト

モオモ審ニ於テ初メテ仮執行ノ宣告ヲ申立テタル場合ハ此ノ内ニ包含
ス、控訴審カ右ノ仮執行ノ宣告ノ裁判ヲナスニアタリテハ本案ノ判決
ノ当否ニ干係ナク單ニ仮執行ノ宣告ノミニ付テ法定ノ要件ヲ優クルヤ
否ニ付テ弁論ヲナシ其ノ当否ヲ判決ス、尤モ保証ヲ許スヘキヤ否又其
ノ保証ノ額、当否ニ付テ弁論シ且ツ判決ス、其ノ判決ハ中間判決ニ
カラスシテ一部ノ終局判決トス、控訴審ニ於ケル仮執行宣告ニ付テノ
裁判ニ於テハ口頭弁論ノ延期ニ干スルオモ百四十二條ノ規定ヲ適用セス(一
五一一ノ一項) 即チ被控訴人ノタメニ控訴期間未タ経過セザルトキ
又ハ序判決ニ付シテ故障申立ト控訴提起ト併存マシ場合ニ故障ノ宣告
前ナルニ拘ラス其ノ口頭弁論期ヨリ延期スルコトナク速ニ弁論及ヒ裁
判ヲナス、之レ亦仮執行ニ付テ、裁判ハ迅速ニ宣告セシムルニ要アル
ニヨル、控訴審ニ於ケル仮執行ノ宣告ニ付テハ不
申立ヲ許セス(一五一一ノ一項)之レハオモ一審ニ於テ仮執行宣告アリ之
ニ付シテオモ一審ニテ不服ヲ申立テオモ二審ニ於テ之ニ付スル裁判ヲナセ

ル場合ハ勿論ホニ審ニ初メテ仮執行宣告ノ申立アリ、之ニ対シテ控訴
 審ノ判決ニ於テ仮執行判決アリタル場合モ亦包含ス。蓋シホニ審判決
 ニ対シ不服申立ヲ許ササル所以ハ最早其ノ必要ナシト認メタルニヨル
 ナリ、尚本条ハ尚ク裁判ト云ヘルヲ故ニ仮執行ノ宣告ク判決トシテナ
 サレタル場合ハ勿論本条ニヨリ決定ヲ以テ下級審ノ判決ニ対シ仮執行
 ノ宣告ヲ附シタル場合モ亦此ノ中ニ包含セラル

(5) 仮執行宣告ノ効力

ニ、債ニ公ケテ説明センニ

一、仮執行ノ停止又ハ執行処分ノ取消

仮執行ノ宣告アリタル判決ニ対シ故障又ハ上訴ヲ申立ツルトキハ、
 又確定判決ニ対シ兩審ノ訂立提起シタルト全一ノ状態ニアリ、故ニ假
 執行ノ宣告ニ基キ執行ヲ開始セラレタル場合ニ於テモ判決ニ対シ故障
 又ハ上訴ヲ申立テタルトキハ、其ノ既ニ開始セル執行ニ対シ如何ナル假

置ヲ取ルヘキヲニ対シホ五五。九条ノ規定ヲ準用スルモノトセリ、即
 チ債権者ヲシテ保証ヲ立テテ執行ヲ続行マシ、或ハ債務者ヲシテ保証
 ヲ立テ、之ヲ停止シ又ハ執行処分ノ取消ヲ請求シ得ルモノトナセリ、
 若シ債務者ニ放テ執行ニヨリ賠償不明ノ損害ヲ受スル旨ヲ疎明スル外
 ハ保証ヲ立テシメスシテ執行ヲ停止スヘキコトヲ命スヘキヲ得、此等
 ノ裁判ハ何テ決定ノ形式ニヨリ判決ニヨラスシテ之ヲナス

二、仮執行ノ効力ノ消滅

仮執行ノ宣告アリタル本案ノ判決ニ対シ故障又ハ上訴ヲ申立テ又ハ
 仮執行ノ宣告ノミニ対シテ不服ヲ申立テ其ノ結果本案ノ判決又ハ仮執
 行ノ宣告ヲ廢棄(二六一、四二九条)破棄(四四七条)又ハ変更(四
 二〇条)スル判決ノ言渡アリタルトキハ仮執行ハ其ノ取消又ハ変更ノ
 限度ニ於テ当然其ノ効力ヲ失フ(五一〇ノ一項)其ノ効力ヲ失フハ該
 判決ノ確定ヲ俟タヌ又該判決ニ仮執行ノ宣告アルヲ要セス、蓋シ仮執
 行ハ判決ヲ基本トス、然ルニ基本タル判決ク取消サレ又ハ変更セラレ

タルモノナルカ故ニ其ノ程度ニ從テ仮執行ノ効カヲ失フハ当然ノコトナレハナリ

斯ノ如ク仮執行ハ其ノ効カヲ失フカ故ニ其ノ判決ヲ執行機關ニ提出シテ執行ノ取消ヲ請求スヘキナリ(五五〇ノ一項シ五五一条)。然ルニ仮執行ノ宣告アリタルカタノニ債務者カ其ノ判決ニ基キ既ニ強制執行ヲ受ケ又ハ其ノ執行ヲ免ル、タノニ債務者ヨリ任意ニ支持ヲナシ又ハ給付ヲナシタルモノアリタルトモハ仮執行ノ宣告アリタル本案判決ヲ取消又ハ変更スル場合ニ於テハ裁判所ハ債務者タル被告ノ申立ニヨリ既ニ支持又ハ給付シタルモノ、返還ヲ当該判決中ニ於テ原告ニ言渡スヘキモノトス(五五〇ノ一項)仮執行宣告ノミノ取消又ハ変更ノ場合ニハ本案ノ適用ナシ、本案ノ申立ハ畢竟被告ノ便宜ヲ計リ費用ヲ省キ手數ヲ簡ニシテ其ノ権利ノ主張ヲ許シタルモノナルカ故ニ被告ハ本案判決ノ口頭弁論終結前ニ此ノ申立ヲナスニトテ要シ、若シ之ヲナササルトキハ新ナル許ニヨリテ之ヲ請求スルノ外ナシ、其ノ申立ノ範圍

ハ法律ニ規定シタル支持又ハ給付シタルモノニ限ル改正案ニテハ損害賠償ノ請求ヲモ許シ、立法論トシテハ之ヲ適當トスルモ現行法解釈トシテハ之ヲ許ササルモノト云フヘシ

尚ホ右ノ申立ハ何レノ審級ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得、然レトモ上告審ハ事實問題ノ確定ヲナササルカ故ニ若シ若シ其ノ支持又ハ給付アリタルヤ否ニ付事アルトキハ本案判決ノ破棄ト共ニ更ニ申論又ハ裁判ヲナサシムルタノ控訴審ニ事件ヲ差戻スモノトス(四四八条)

第三項 外國裁判所ノ判決ニ對スル執行判決

(Rechtscklimpfung)

(7) 執行判決ノ必要

外國ノ判決ハ内國ニ於テ當然判決タル効カヲ有セス、依テ内國ニ於テ當然執行カヲ有セス、然レトモ外國ノ判決ニ何等ノ効カヲ認メサルハ

15

國際交互ノ利益ニ反ス、依テ其ノ効カヲ認ムルモ之ニ付テハ種々ノ方法アルヘシ、或ハ條約ニヨリ相互ニ執行カラ認メ、或ハ法律ニヨリテ当然其ノ執行カラ認ムル等種々方法アルヘシト雖モ其法律ハ独乙ノ制ニ依リ外國ノ判決ニ付シ受ニ執行判決ヲ其ヘ之ヲ内國ニ於テ執行シ得ルモノトセリ(五〇四條一項)

(2) 執行判決ヲ求ムル手續

執行判決ヲ求ムル手續ハ訴ノ形式ニヨリ普通ノ訴訟手續ヲ以テナス從テ口頭訴訟ニ基キテ判決ヲ下ス、訴訟ノ目的ハ外國裁判所ニ提起シタルト全一ノ目的ニ付ラス、外國ノ判決ニ基キテ執行ヲナシ得ヘキコトノ宣告ヲ求ムル訴訟上ノ請求ニ外ナラス、依テ裁判所ハ外國判決ク外國法ニ從ヒテ實體上又ハ形式上適當ニ裁判セラレタルヤ否ヤヲ判断セス、只其ノ判決ハ外國ニ於テ確定シタルヤ否ヤ、其ノ内國ニ於テ外國判決ノ効カラ認ムル條件ニ適スルヤ否ヤノ形式上ノ調査ヲナスニ止

ハ、才五〇十四條一項ニ所古適法ナルコトハ此ノ意味ニ外ナラス、執行判決ヲ求ムル管轄裁判所ニ付テハ才五〇十四條才二項ニ規定セリ

(3) 外國判決ニ執行カラ認ムル條件

然ラハ我國ニテハ如何ナル條件ノ備ハル場合ニ外國判決ノ効カラ認メテ之ニ執行判決ヲ與フルヤ

其ノ條件ヲ列挙スヘシ(五〇五條二項)

- 一、外國裁判所ノ判決ノ確定トナリタルコトノ証明アルコトヲ要ス
- 二、本邦ノ法律ニヨリ強制執行ヲ行フヘキ行為ヲ目的トスル判決タルコトヲ要ス、其ノ判決ノ執行ク本邦ノ法律上禁制スル場合、如キ又公序良俗ニ反スル場合、如キハ執行判決ヲ與フルモノニ付ラス
- 三、本邦ノ法律ニ依レハ外國裁判所ノ管理權ヲ有シタルコトヲ要ス、其ノ意味ハ本邦ノ裁判管理權ヲ侵害セサルハ足ルノ意味ナリ
- 四、敗訴ノ債務者ク本邦人タル場合ニ於テ承認シタルコトヲ要ス、之

レ敗訴ノ被害ヲル本邦人ヲ特ニ保護スル意味ニ外ナラス
五、國際条約ニヨリ相互ノ担保スルコトヲ要ス

第四項 仲裁判断ニ対スル執行判決

國家ハ其ノ機關タル裁判所ニヨリテ当事者間ノ訴訟事件ノ判断ヲナサ
シムルヲ通例トスト雖モ未タ当事者間ノ合意ニヨリ國家機關ノ一人人即
チ仲裁人ノナシタル繫争事件ノ判断ニ付テモ効力ヲ認ムル制度ヲ設ク、
之レヲ仲裁手續ト稱ス(三八六条)然レテ仲裁人ノナシタル仲裁判断ハ
当事者間ニ於テ確定判決ト全一ノ効力ヲ有セシムト雖モ(八〇〇条)之
レカ強制執行ヲナスニ付テハ外國裁判所ノ判決ト全シク執行判決ヲ受ク
ルコトヲ必要トセリ、執行判決ヲ求ムル許ハ普通ノ訴訟ニヨリ受訴裁判
所ハ恰モ外國判決ノ場合ノ如ク仲裁判断其ノモノ、實質上ノ当否ヲ審査
セシテ只法律々仲裁判断トシテ認ムル条件ニ適スルヤ否ヤ即チ仲裁判
断ノ取消ヲ申立ツヘキ理由ノ存スルヤ否ヤヲ審査スルニ止ム(八〇一、

八〇二条)

第五項 判決以外ノ債務名義

(一) 民事訴訟中ニ規定セルモノ(五五九条)

一、抗告ヲ以テノミ不服ヲ申立ツルヲ得ヘキ裁判
即チ判決以外ノ決定又ハ命令ニシテ法律ニ於テ抗告ヲ以テ不服ヲ申
立ツルコトヲ得シメタル区裁判ヲ云フ
此ノ裁判カ債務名義タルコトヲ得ル要件ヲ列挙センニ
イ、法律規定ニヨリ抗告申立アルモ執行ノ停止ヲ命セラレザリシコト
ヲ要ス、蓋シ抗告ハ法律ニ別段ノ定メナキ限リハ執行停止ノ効力ヲ
有セサルモノトス(四六〇、一項)、故ニ其ノ裁判ハ即時ニ執行シ
得ヘキモノトス、然レトモ例外トシテ抗告ノ申立アルトキハ其ノ裁
判ヲナシタル裁判所又ハ裁判所同ラ其ノ裁判ノ執行中止ヲ命シ又ハ

ノカ債務名義トナル

四、公証人ノ作リタル公正証書

其ノ債務名義トナル条件ハ次ノ如シ

イ、普通ノ公正証書トシテノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

即チ公証人ノ权限内ニ於テ法定ノ法式ニヨリ作リタル証書ライフ

ロ、一定ノ金銭ノ支拂又ハ代替物若クハ有價証券ノ一定数量ノ給付ヲ

目的トスル請求ニ付作リタル証書ナルコトヲ要ス

之レ督促手続ノホ三白八十二条ノ証書訴訟ノ第四百八十四条ト其

ノ要件ヲ全ウス

ハ、直々ニ強制執行ヲ受クヘキ旨ヲ債務者ニ於テ承諾シタルモノナル

ヲ要ス

五、仮差押命令及知命令

仮差押命令トハ財産上ノ請求ヲ満足セシムルためニ後日ノ執行ヲ保

全スルコトヲ目的トシ、仮知命令ハ繫争物又ハ繫争ノ権利ヲ保ニ付

キ后日ノ権利ノ実行ヲ保全スルコトヲ目的トス(七三七、七五五、七
六、条)之レニ依リ強制執行ヲ最旨ニテ遂行スルコトヲ目的トスルモ
ノニアラストモ、其ノ執行保全ヲナス目的ノ範囲内ニ於テ強制執行
ニ于スル規定ヲ準用シ之レカタニ債務名義ヲ得(七四八、七五
六条)然シテ二者共ニ承継スル場合ヲ除ク外執行文ヲ必要トセス

第二款 執行カアル正本

(*Rechtsurkunden Ausfertigung*)

(1)、執行カアル正本ノ意義

執行カアル正本トハ判決其ノ他ノ債務名義ノ正本ニ執行文ヲ記載シタ
ルモノライフ、(*Rechtsurkunden mit Vollstreckungsbefehl*) 何レ故ニ斯レ
執行カアル正本ヲ必要トスルカ、蓋シ強制執行ハ受訴裁判所若クハ他ノ
債務名義作成機関ト當然合知タル他ノ機関ヨリ其ノ受訴裁判所トスル
三九

ルニ其ノ執行機關タル執達吏若クハ執行裁判所ニハ訴訟記録ノ存在スル
ナク、債務名義ノ執行カノ有無ヲ知ルコト推シ、故ニ之等ノ執行機關ノ
タメニ予ノ執行ノ事件ノ存在ヲ調査シ執行カノ存在ヲ証明スルハ要カ
ラ以テナリ

(2) 執行文附具ノ機関及ヒ管轄

判決確定ノ証明書ヲ附具スルト全シク執行文附具ハ裁判事項ニ属セス
シテ公証事項ニ属ス、依テ之亦裁判書記ノ权限ニ属セシメタリ

其ノ管轄ハ

- 一、判決ニ付テハ原則トシテ第一審裁判所書記之ヲ附具ス
蓋シ訴訟記録ハ第一審裁判所ニ保存セラレハナリ、又訴訟カ上級
審ニ繫属シ訴訟記録カ上級審ニ存在スルトキハ上級審ノ書記之ヲ附具
ス(一五六一六ノ二項)
- 二、抗告ヲ以テノミ不服ヲ申立テ得ル裁判及和解ニ付テハ其ノ記録ノ存

ハル裁判所書記之ヲ附具ス(一五六〇条)

- 三、執行命令、仮差押、処分命令ニ付テハ承継アリタル場合ニ於テ執行
文ヲ必要トスルトキハ其ノ命令ヲ發シタル裁判所書記之ヲ附具ス
- 四、破産手続ニヨリ債権並ニ裏書執行ハ破産裁判所書記附具ス(旧商法
一一四九)
- 五、公証人ノ作リタル執行証書ニ付テハ元本ヲ保存スル公証人ノヲ附具
ス(一五六二ノ一項)

(3) 執行文附具手続

債権者ノ口頭又ハ書面ニヨル申請ニヨリ之ヲ附具ス(一五一六ノ三項)
尚ホ申請ニ付キ特別証明ヲ要スレ場合ニハ其ノ証明ヲナスコトヲ要スレ
ハ勿論トス(一五二八ノ一項、五一九ノ一項)

執行カアル正本附具ヲ申請セラレタルトキハ裁判所書記又ハ公証人ハ
其ノ予備トシテ訴訟記録又ハ執行証書ノ元本ニ付執行文ヲ附具ス(一五二
四)

ノナルヤラ調査ス、其ノ調査ノ結果ハテ適法ト認メタルトキハ独立ノ判
断ヲ以テ執行カアル正本ヲ附典スルモノナリ、然ルニ例外トシテ裁判所
ノ命令ヲ受ケテ附典シ得ル場合アリ

四二

(4) 裁判所ノ命令ヲ要スル場合

左ニ列挙スル場合ニ於テハ法律上又ハ事实上ノ問題ニ付多少ノ判断力
ヲ要スルモノトシ、特ニ裁判所ノ命令ヲ受ケルコトヲ要スルモノトセリ
一、執行タ条件ニカ、ル場合

執行タ故障ヲ申立ルコトノ条件ニカカル場合ニハ其ノ調査容易ナ
ルカ故ニ別ニ裁判所ノ命令ヲ受ケルコトヲ必要トセズト云々、執行ク
共ノ他ノ条件ニカ、ル場合ニハ裁判所ノ命令アル時ニ限り執行カアル
正本ヲ附典シ得(五二〇ノ一項) 其ノ他ノ条件トハ例ハ債務者ノ
給付ノ債権者ヨリ反給付マリタル場合ニ初メテ之ヲ履行スルコトヲ要
スル場合、如キナリ

二、当事者ノ承継アリタル場合

強制執行ハ之ヲ求ムル者及受ケル者ノ氏名ヲモ債務者義又ハ之レニ
附記スル執行文中ニ表示シタル場合ニ限り之ヲナス、(五二八ノ一項)
一、故ニ当事者ノ承継アリタルトキハ之承継カ裁判所ニ於テ明白ナルト
キノ外面ニヨリ其ノ旨ヲ証明シテ執行カアル正本ノ附典ヲ申請スル
コトヲ要シ(五一九ノ一項) 登記ハ又裁判所ノ命令ヲ受ケテ初メテ
執行文ヲ附典スルモノトス(五二〇ノ一項) 蓋シ承継ノ有無ハ債務者
義ニ表示セルコトノ外他ノ事實即チ承継共ノモノノ事實ニ基クモノナ
ルカ故ニ果シテ承継アリタルヤ否ヤハ之ヲ承認スルニ付多少ノ判断力
ヲ要スルヲ以テナリ、而シテ承継ニハ一般承継ト特定承継トアリ、債
権者ノ承継ノ場合ニハ一般承継ノ場合ノミナラス特定承継ト雖モ承継
人ノタメニ執行カアル正本ヲ附典ス、法文ニモ一般承継人ニ対シト明
言セリ(五一九ノ一項) 蓋シ債務者ノ氏名ニ特定約ニ承継マシル、モ
ノニアラサルナリ

四三

三、救通ノ執行カアル正本ヲ附典スル場合

執行カアル正本ハ債権者カ完全ナル集済ヲ得タル場合ニ於テ始メテ
 債務者ニ交付スルモ得ルモノナルカ故ニ(五三四ノ一項)同一ノ執
 行カアル正本ヲ以テ救通ノ地即チ独リ其ノ正本ヲ附典シタル裁判所管
 内ニ止マラス本邦ノ裁判区域外何レノ地域ニ於テモ、救通ノ方法ニ於
 テモ亦連帶債務者ノ如キ救通ノ債務者ニ対シテモ順次ニ強制執行ヲナ
 シ得ヘキモノトス、從テ普通ニハ救通ノ執行カアル正本ヲ附典ラ絶對ニ拒ムトキ
 ルモノトス、然レトモ救通ノ執行カアル正本ノ附典ヲ請求シ得ルモ
 ハ或ハ執行ヲシテ有無無量ナラシト、或ハ執行ヲシテ非常ニ困難ナラ
 シムル場合アリ、依テ救通ノ執行カアル正本ノ附典ヲ請求シ得ルモノ
 トナセリ、然レトモ救通ノ執行カアル正本ヲ附典スルトキハ債務者ハ
 二重ニ執行ヲ受ケル虞アリ依テ果シテ必要アルヤ否ヤヲ認定スルタメ
 ニ裁判所ノ命令ヲ必要トシタルモノトス(一五三三條)

(五) 執行文ノ方式

執行文ハ債務名義ノ末尾ニ之ヲ附記シ、其ノ方式ニ付テハ五五十七
 條ニ規定セリ、尚ホ執行カアル正本ヲ附典スルトキハ債務名義ノ元ホニ
 其ノ附典シタル申渡及年月日等ヲ記載スルヲ要ス(五五四條)

(六) 執行文附典ノ拒絶ニ対スル救済

書記ク執行文附典ヲ拒絶シタルトキハ債権者ハ先ツ受託裁判所ニ申請
 シテ書記ノ処分ノ変更ヲ求ムヘシ、裁判所ニ於テ債権者ノ申請ヲ容レ書
 記ノ処分ノ変更ヲ許シタルトキハ論ナントモ若シテレラ拒絶スルトキ
 ハ其ノ裁判ニ対シテ初メテ抗告ヲナスコトヲ得(四六五條)其ノ抗告ハ
 即時抗告トス(五五八條)又公証人々執行カアル証書附典ヲ拒絶スルト
 キハ公証人法七十八條ニ基キ抗告ヲ申立ツルコトヲ得ヘシ

47

(7) 執行文附具の訴

第五百十八条一項及び第五百十九条一項の場合、即ち条件の到来、
又ハ承継アリタル場合ニ於テ債権者カ必要ナル証明ヲナスコト能ハサル
カタメニ執行文の附具の申請ヲ却下セラレタルトキハ債権者ハ他ノ場合
ト全シク前述ノ即時抗告ニヨリ不服申立ノ手続ヲ有スルモ債権者ハ特ニ
第五百二十一条ニ基キ独立ノ訴ヲ以テ執行文附具ノ判決ヲ或ハレコトヲ
得ルノ訴ノ目的ハ確定シタル債務名義ニ対シ執行文ノ附具ヲ得ントスレ
ル訴訟上ノ訴ニシテ實體上ノ請求権ノ確定ヲ更ニ求メントスルモノニアラ
ズ、此ノ訴ノ原因ハ条件ノ到来又ハ承継アリタルコト之レナリ、此ノ二
ツノ場合ニ限リ法律ハ此ノ訴ヲ起スコトヲ許ス、第五百二十三条ニ所謂
敷通ノ執行カアル正本ヲ請求スル場合ニハ其ノ附具ノ申請ヲ却下セラレ
タル場合ニ債権者ハ右ニ述ヘタル即時抗告ノ手続ニヨリテノミ不服ヲ申
立テ得ヘキモノトス、条件ノ到来又ハ承継アリタルコトノ二ツノ場合ニ

於テハ實體上ノ事項ニ付スルカ故ニ其ノ存否ヲ判断セシムルカタメニ特
ニ訴ヲ起スコトヲ許シタルモノトス、此ノ訴ノ被告ハ債務者ニシテ裁判
所書記若クハ公証人ニアラス蓋シ強引執行ハ債務者ニ対シテ之レヲナス
モノナレハナリ

債権者ハ此ノ訴ニ於テ抗弁ヲ提出スルコトヲ得ルモ其ノ抗弁ノ程度ハ
単ニ条件ノ到来又ハ承継ノ有無ノ申立てニ対スル抗弁ノミヲ提出スルヲ得
トナス説アレトモ今日ノ通説トシテハ此ノ機会ニ於テ債務者ハ更ニ實體
上ノ請求権ニ対スル新ナル抗弁ヲ亦提出スルコトヲ得トナス、蓋シ基
本タル請求権ナクハ執行権モ亦存在セサルカ故ナリ、若シ實體上ノ抗
弁ヲ提出スルコトヲ許サストスルトキハ債務者ハ五百四十五条ニ従ヒ新
ナル訴ヲ以テ異議ヲ主張スル必要アリ、然ルニ今此ノ機会ニ於テ請求権
其ノモノニ付スル實體上ノ抗弁ヲ提出ヲ許ストキハ二重ノ訴訟ヲナス事
數ヲ省クコトヲ得ルモノトス
此ノ訴ノ管轄ハ判決ニ付テハ才一審ノ受訴裁判所トマシ、(五二一条)
四七

其ノ他ノ債務名義ニ付テハ此ノ規定ノ準用ニヨリテ之ヲ定ム(五六〇条)
執行命令及ヒ公証人ノ執行証書ニ付テハオ五百六十一條オ三項及ヒオ五
百六十二條オ四項ニ規定セリ。此ノ訴ノ手續ハ普通ノ訴訟ト異ルコトナ
シ、其ノ判決ノ確定アリタル場合ニ書記又ハ公証人ハ執行文ヲ附共ス、

第三段 執行着手要件

(1) 債務名義送達

債務名義ハ凡テ執行前又ハ執行着手時ニ其ノ送達アルヲ要ス(五
二八條一項末段)蓋シ債務者ヲシテ債務名義ノ内容及ヒ存在ヲ知レコト
ナクシテ執行サル、コトヲ防カンカタメナリ

(2) 執行文及証明書ノ送達

原則トシテ執行ニハ債務名義ノ送達ニテ足レリト當モ例外トシテオ五

百十八條オ二項及ヒオ五百十九條オ一項ノ場合、即チ条件ノ到来又ハ承
継アリタル場合ニハ執行文オモ特ニ送達スルヲ要ス、又之等ノ場合ニ証
明書ニヨリテ執行文ヲ附共シタルトキハ証明書ノ謄本ヲモ送達スルコト
ヲ要ス、(五二八條二項及ヒ三項)蓋シ債務者ヲシテ執行文附共ノ当
否ヲ調査シ之ニ対スル異議ヲ申立ツルコトヲ得シメシメカタメナリ(五二
二條)

(3) 日時ノ満了

債務名義ニ基キテ執行セラレヘキ債権カ或日時ノ到来ニカカルトキニ
ハ其ノ日時ノ満了シタルトキニ限リ初メテ執行ヲナスコトヲ得其ノ調査
ハ債務名義ニ基キテ之ヲナスコトヲ得ルカ故ニ保証ヲ立ツル場合ト
全シク執行文ハ其ノ日時ノ満了前ト當モ之ヲ附共スルコトヲ得、然レテ
其ノ満了シタルヤ否ヤハ執行着手ノ際執行機関ニ於テ調査スヘキモノト
ナセリ(五二九條一項)

(4) 債権者ノ保証ヲ立テタルコト及其証明書ノ送達

債権者ノ保証ヲ立ツルコトノ条件ニカ、ル場合、即チオ五百〇三條オ
一号及二号五百〇五條オ一項ノ場合ニ於テハ之レ亦其ノ調査ハ容易ノコ
トナラサルカ故ニ執行文附具ノタメノ条件トセス、執行文ハ其ノ証明ナ
クシテ之ヲ附具ス、然レトモ執行着手ノ際、執行機關ニ於テ果シテ保
証ヲ立テタルヤ否ヤヲ調査スルヲ要シ保証ヲ立テタルコトノ証明書ハ之
ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス(五二九條二項)其ノ証明書トハオ五百
十三條オ二項ニ所謂証明書、如ク、又供託ヲナシタル場合ノ如ク供託証
書ノ類ヲイフ

(5) 現役ノ軍人軍属ニ対シ執行ヲナス場合ニ於テ上級官庁ニ対スル通知
(五三〇條)

(6) 仮住所ノ選定(五二七條)

第三節 執行機關

第一款 執達吏

(*gewaltsvollziehende Mission*)

(1) 執達吏ノ執行ノ管轄(五三一條一項)

尚ホ其ノ事物ノ管轄ヲ列挙センニ

- 一、有体動産ニ対スル執行(オ二章オ一節オ二款)
- 二、有形其ノ他裏書ヲ以テ移轉シ得ル証券ニヨル債権ノ差押及差押命令
ニ基キ証券ヲ取上クル行為(六〇三條、六〇六條)
- 三、不動産又ハ船舶ニ対スル執行ニ於テ執行裁判所ヨリ命セラレタル下
動産ノ取調(六四三條三項) 競売ノ実施(六五九條、六六三條一六
六九條、六八七條) 入札押ノ実施(七〇三條一七〇五條、七一七
五一)

条)

四、債務者ノ占有中ニアル動産ノ引渡シ(七三。条)不動産若クハ船舶ノ引渡シ若クハ明渡シ(七三一条)

五、差押命令又ハ仮処分命令ニ付スル執行ノ内執達吏ノ職務ニ属スル事項(七四八条、七五六条)

土地管理ニ付テハ裁判所構成法九十七条ニ規定アリ

(2) 執達吏ノ地位

執達吏ハ國家ニ付スル干係ニ於テ官吏トス。只債権者トノ干係ニ於テ即チ執達吏カ個人ノ債権者ヨリ執行ノ委任ヲ受ケタル場合ニハ其ノ債権者トノ干係ハ公法上ノ官吏干係ト見ル説ト私法上ノ委任干係ト見ル説トアリ。(Droits Natives multiples) 然レテ法文ニ委任ナル文字ヲ使用スルトモ其ノ干係ハ私法上ノ委任干係ニアラスンテ公法干係ノモノト見ルモ至当トス。只執達吏ハ普通ノ官吏ト異ナリ債権者

五二

ヨリ債務者ノ任意兼濟其ノ他其ノ債権ノ処分ニ付スル私法上ノ委任ヲ受ケルコトヲ妨ケス、換言スレハ私法上ノ委任干係カ公法上ノ官吏干係外ニ置カレテ存在スルコトヲ妨ケサルニスキス、又執達吏ハ債務者ニ付スル干係ニ於テ官吏トシテ國權ニ基キ強制執行ヲ行フコトハ疑ナシ

(3) 執行委任方法及其ノ拒絶

委任ノ性質ハ官吏ニ付スル執行ノ申請若クハ申立ノ意義ニ解スヘキコトハ前ニ説ケリ、其ノ委任ノ方法ハ債権者ヨリ執行カアル正本ヲ執達吏ニ交付シテ之ヲナス(二三三條前段) 又其ノ委任ハ面接ニナスコトヲ得、面接ノ委任トハ正裁判所書記ヲ以テ其ノ補助ニヨリテ委任ヲナスコトヲナフ(一五三一条二項及三項) 執達吏ハ其ノ土地及ヒ建物ノ管轄内ノ執行ノ委任ヲ受ケタルトキハ除籍ノ原因アル場合、管轄外ノ執行ノ執行及ヒ委任要件セケルトキ、手数料等ノ予納ナキトキ、如キ正当ノ理由ナクハ其ノ委任ヲ拒絶スルコトヲ得ス(執達吏規則一〇条)

五三

(4) 強制執行及第五百三十三條ニ場クル行為ヲ實施スル权限

執達吏ハ執行カアル正本ノ交付ヲ受ケテ其ノ委任ヲ受クルトキハ債務者及ヒ第三者ニ對シ強制執行ヲナスコトヲ得、又第五百三十三條ニ掲ケル行為即チ任意ノ支拂、其ノ他ノ給付ヲ受取リ之ニ對スル受取証書ヲ交付スルコトヲ得、任意ノ清算ヲ受領スル权限ハ私法上ノ行為ナリト爲メ法定权限トシテ執達吏ニ此ノ権限ニ與フルモノトス、此ノ外債権者ハ特別ノ委任ヲナシ、或ハ代物弁済ヲ受取リ和解ヲナシ、免除混同等ヲナシ又ハ期限ノ満テ其ノ履行ヲナサシムルコトヲ得、之レ私法上ノ委任ニシテ全然強制執行ト思フ係、モノトス、又債権者ハ執達吏トノ間ニ於テハ右ノ法定权限ニ付テモ其ノ制限ヲナスコトヲ得ト爲メ其ノ委任ノ欠缺又ハ制限ヲ以テ債務者及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(5) 搜索ノ权限

執達吏ハ執行ノ爲ニ要ナル場合ニ於テハ債務者ノ住居、倉庫等ノ類ヲ搜索シ閉鎖シタル場所等ニ付テハ之ヲ開クシムル权限ヲ有ス、又搜索ニ際シ抵抗ヲ受ケルトキハ自ラ威カラ用テ且ツ警察上ノ援助ヲ求ムルヲ得若シ兵クヲ要スル場合ハ執行裁判所ニ申立テ執行裁判所ヨリ囑託ヲナシソノ応援ヲ求ムルコトヲ得(五三六條)

(6) 職責

- 一、執行カアル正本ノ提示(五三四條ニ項)
- 二、証人ヲ立会ハシムルコト(五三七條)
- 三、夜間又ハ休日ニ於ケル執行ノ許可ヲ受クルコト(五三七條)
- 四、執行記録ノ閲覧ヲ許可シ且ツ其ノ謄本ヲ附與スルコト(五三八條)
- 五、調書ヲ作成スルコト(Protocol)
- 六、執行マ爲ニ屬スル催告其ノ他ノ通知ヲナスコト(五四一條)
- 七、執行カアル正本及ヒ受取証書ヲ交付スルコト(五三九條)

五五

7

八、損害賠償ノ責任、(一五二三条)

第二款 執行裁判所

(一)、事物及ヒ土地ノ管轄

執行機關タル執行裁判所トナルヘキ裁判所ハ区裁判所トス(五四三条一項) 蓋シ強制執行ノ実施ハ已ニ確定セル权限ノ実行ニ外ナラスシテ
執行否ノ確定ヲ判定スル事項ニアラズ故ニ上級裁判所ノ管轄ニ屬セシメ
ルコトカ殊ニ迅速ヲ量フカタメニ区裁判所ノ管轄ニ屬セシメタルモノトス
土地ノ管轄トシテハ法律ニ於テ別段ニ裁判所ヲ指定セル場合ノ外執行手
続ヲナスヘキ地又ハ之ヲナシタル地ヲ管轄スル区裁判所ヲ以テ執行裁判
所ト有做ス(五四三ノ二項)

執行ヲナシタル地トハ例ヘハ執達吏々動産ノ差押ヲナシタル場合ニ其
ノ差押行為ノ訂正ヲ求メントスルニハ其ノ差押ヲナシタル地ヲ管轄スル

区裁判所ヲ以テ執行裁判所トナシ此処ニ申立ヲナスモノトス

(2)、執行裁判所ノ執行ノ管轄

- 一、債権其ノ他ノ財産権ニ対スル執行(オニ章オ一節オ三條款規定)
- 二、配当手續(オニ章オ一節オ四款)
- 三、不動産ニ対スル強制執行(オニ章オ三節)
- 四、船舶ニ対スル強制執行(オニ章オ三節)
- 五、金錢債権以外ノ債権ノメテノ執行ノ中引渡スヘキモノヲオ三者ノ自
有中ニアルトキノ執行(ヒ三二条)
- 六、仮差押命令又ハ仮処分命令ニ于テ執行ノ中執達吏ノ職務ニ屬シテ
ル事項(七四八条以下)

(3) 執行ヲ爲シ共助

- 一、兵力ノ要求(五三六、五五五条)

- 二、夜間等ニ於ケル執行許可（五三九条）
- 三、急迫ナル場合ニ於ケル執行停止若クハ続行ヲ命スルコト（五四七条）
- 四項）
- 四、執行開始後債務者死亡セルトキノ特別代理人任命（五二二条）
- 五、理使ノ任人ニ付スル執行ノ嘱托（五五七条）
- 六、有価証券ヲ差押ヘタル執達吏ノ付シ氏名ノ書換等ノ权限ヲ與フル命令（五八二・五八三条）
- 七、特別競売ノ許可（一五八五条）
- 八、執達吏ニ対シ競売催告命令（五八八条）
- 九、不動産又ハ船舶ヲ引渡シ若クハ明渡ス場合ニ於ケル不動産ノ競売ノ許可（七三一条五項）
- 十、執達吏ノ執行ヲ為シ認証（五四四条）

第三款 受訴裁判所

(1) 受訴裁判所ノ執行管轄

受訴裁判所トハ執行ノ基本タル請求权ノ確定ヲナス裁判所ライフ、即チ自ラ債務名義ヲ作成スル機関ニシテ全時ニ執行機関トシテ行動スルモノトス、前述ノ如ク強制執行ハ原則トシテ債務名義作成機関ニアラサル他ノ機関ヲシテ其ノ任ニ当ラシムト甚モ例外ノ場合ニ於テ受訴裁判所自身ヲシテ執行ヲナサシムルコトヲ便宜トスルコトアリ、依テ受訴裁判所モ亦執行機関タルコトナリ、今其ノ管轄ヲ述ヘンニ

一、債務ノ性質ヲ執行ヲ許ササル場合ニ於テ作成スル不作為ヲ目的トスル債権ナルトキハ才一審ノ受訴裁判所ニ於テ之ヲ執行ノ爲メ決定ヲナス（民四一四条二項及三項、又訴七三三條）

二、債務ノ性質カ強制執行ヲ許ス場合ニ於テハ之ヲ執行ノ爲メ決定ヲナス（一七三三四条）

三、債権ノ仮差押命令ヲ受訴裁判所ニ於テ發シタルトキハ其ノ受訴裁判

所ハオ一審タルトモニ審タルトモ問ハスオニ債務者ニ対シ債務者ニ支拂ヲナスコトヲ禁スル命令ヲ発スル(七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇) 此、場合ハ受訴裁判所カ全時ニ執行裁判所タルモノニシテ執行裁判所ハ裁判所ナリト云フ原則ヲ五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇ノ規定ノ例外ヲナスミ、ナリ

(2) 執行ヲ爲ノ共助

- 一、外国ニ於テ執行ヲナス場合ニ於ケル囑托(五五七条)
- 二、オ五百四十七条ニ規定マル執行ノ停止、執行又ハ執行ノ命令、執行ヲ命スル权限

第四款 他ノ共助機関

- 一、警察官署(五三四条ニ項)
- 二、陸海軍官署(五五四、五五六条)
- 三、外国官署及ヒ外国駐在ノ日本領事(五五七、五六〇条)

第四節 執行ノ異議

(Criminality)

第一款 執行文附典ニ対スル異議

(1) 執行文附典ニ対スル異議ノ申立

執行文ノ附典アリタル向テノ場合ニ於テ債務者ハ之ニ対シ異議ヲ申立ツルコトヲ得、異議ハ別段ノ方式ナキ不取申立ニシテ手続上抗告ト同一地位ニアリ、故ニ裁判所ハ之ニ対シ決定ヲ以テ裁判ヲナス、異議ニハ申立期間ナシ、故ニ執行着手前右ノ問ハス之レヲ申立ツルヲ得、其ノ異議ニ対シ裁判アリタル場合ニ之レニ対シ初メテ即時抗告ヲナスコトヲ得、(五五八条) 異議申立ノ管轄裁判所ハ書記カ執行文ヲ附典シタルトキハ其ノ書記附屬ノ裁判所トス、又公証人カ附典シタルトキハ公証人ノ職務上ノ住所ヲ管轄スル区裁判所トス(五六二条ニ項) 又ニ管轄セル執

六二
付ニ対シテ、申立ク如何ナル効力ヲ生スルカニ付テハ、オ五百二十二条オ
二項ニ規定セリ

(2) 執行文附共ニ対スル異議許(五四六条)

此ノ許ハオ五百十八条ニ項ニ所謂条件列来又オ五百十九条ニ所謂承継
ノ存在ヲ争フ場合ニ限リテ之ヲ提起スルコトヲ得、此ノ二何ノ場合ニアリ
テハ債権者カ証明書ヲ提出シタルトキ又ハ承継ニ付テハ其ノ事實カ裁判
所ニ於テ明白トナリタル場合ニ限リ執行文ヲ附共ス故ニ債権者ク其ノ証
明書ノ当否ヲ争ヒ又ハ反対ノ証拠ヲ举テ条件ノ列来又ハ承継ノ存在ヲ
争フヘキナリ、然シ其ノ異議許原因ハ許合提起ノ時ニ證據ノ存在シ
且ツ提出スルコトヲ得ルモノニ依リテハオハオ全時ニ之ヲ主張スルコトヲ
得ス、(五四五条三項) 条件ノ列来又ハ承継ノ存在ノ場合ニ於テハ債
権者ニ於テオ五百二十一条ニヨリ執行文附共ノ許ヲ起スコトヲ許セリ
故ニ其ノ判決ノ確定セル場合ニ依リテハ債権者モ亦其ノ判決ニ羈束セラ

ル、カ故ニ最早オ五百二十四条ノ許ヲ起シ得ス、唯債権者ニ於テオ五百
二十一条ノ許ニヨラス單純ナル証明ニヨリ執行文ヲ受ケタル場合ニ於テ
債務者カ之ヲ争フ場合ニ債務者ヨリオ五百四十六条ノ許ヲ提起スルモ
ノトス、此ノ異議ノ許ノ管轄裁判所及ヒ己ニ着手セル執行ニ対スル此ノ
許提起ノ効力ニ付テハオ五百四十五条ニ所謂請求ニ付スル許ト全一ナル
カ故ニ向ニ併セテ之ヲ説明スヘシ

第二款 執行ノ実施ニ付スル異議

(1) 執行裁判所ノ執行々為

執行実施ニ付スル異議ヲ規定セルオ五百四十四条ノ規定ハ或ハ執達吏
ノ執行々為ノミニ付スル規定ナリトノ説アレトモ總則中ニ存スル規定ナ
ルカ故ニ執行裁判所ノ執行々為ニ付テモ亦其ノ適用アリト云フヘシ、然
レトモ執行裁判所ノ執行々為タル決定ヲナスニ付テモ二口頭并論ヲナシ
六三

又ハ当事者ヲ審守シタルモノニアリテハ其ノ際ニ於テ已ニ申訴者ニ尤
 今ニ異議申立ノ機会ヲ與ヘタルモノナルカ故ニ更ニ今一裁判所ニ向テ異
 議ヲ申立ツルモ効ナシ、故ニ此ニ口頭辯論ヲ經又ハ審評ヲナシタルモノ
 ニアリテハ五ノ百八ノ十條ニヨル即時抗告ヲ申立ツヘシ

(2) 異議ノ内容

執行ノ方法又ハ執行ニ際シ違背、遵守スヘキ手續ニ干スル異議ナリ
 然レテ總則又ハオニ章以下各種ノ執行方法ニ付テナシタル規定ニ違反セ
 ルモノハ皆之ニヨリテ異議ヲ申立ツルコトヲ得、故ニ此ノ執行ノ異議ハ
 最モ範圍ノ広キモノニシテ右ニ述フル如ク一旦確定シタル請求ニ干スル
 異議又ハ執行ノ目的物ニ対スルオニ者ノ異議ヲ除クノ外ハ執行規定ニ違
 反セルモノハ凡テ之ニ漏スト右ノコトヲ得ヘシ

(3) 異議申立ノ時期

此ノ異議ハ執行實施ニ干スルモノナルカ故ニ執行ノ開始後終結前ニ於
 テ之ヲ申立ヲナスコトヲ得、尤モ執達受テ執行ノ委任ヲ拒絶シタル場
 合ハ未タ執行ノ開始アリト云ニ得サルト雖モ特ニオニ項ノ規定ニヨリ此
 ノ異議ノ申立ヲ得、又執行カニニ實施セラレタル後ニアリテハオニ百四
 十ニ條ノ異議ヲ申立ツルヲ得、更ニ下当利得、損害賠償ノ如キ實體上
 ノ許ヲ提起スルモノトス、蓋シ執行實施後ニアリテハオニ百四十三條オ
 ニ項ニ所謂執行裁判所ノ权限モ亦自減スルヲ以テナリ、

(4) 異議申立ノ効力

異議申立アルモノ已ニ着手シタル執行ヲ当然停止スルモノニアラス、但
 シ其ノ執行裁判所ハオニ百二十二條オニ項ニ定メタル仮処分ノ命令ヲ登
 スルコトヲ得、右ノ申立アリタル異議ニ付テハ執行裁判所ハ口頭辯論ヲ
 終スシテ其ノ裁判ヲナスコトヲ得ヘ五ノ百三ノ三條ニ於テ其ノ裁判ノ形式ハ決
 定トス、其ノ決定ニ於テ裁判費用ニ付テモ亦裁判ス、然レテ其ノ判決ニ

付シテ、即時抗告ヲナスコトヲ得（五五八条）

第三款 債務者名義ニヨリテ確定シタル
請求ニ干スル異議ノ訴

(1) 此ノ異議ノ訴ノ目的

此ノ異議ノ訴ハ已ニ確定シタル債務名義ソノモ、取消ヲボクル訴ニ
アラスシテ唯強制執行ヲ排除スルコトヲ目的トスル訴ナリ、蓋シ執行ク
アル債務名義ノ存在スルトキハ債権者ハ之ヲ執達更ニ交附シテ執行受任
ラナン以テ之ヲ執行ラナシムルコトヲ得、然ルニ債務名義ノ成立行
ニ於テ相殺、免除、混同等幾ノ債権消滅原因アリ、或ハ期間ノ満了ヲ
與フルコトアリ、然シテ實體上ノ請求権ハ血ニ之ヲ行使スルコトヲ得
サル場合少ナシトモス、斯ル場合ニ於テハ之ニ基ク強制執行ヲ排除スル
手續ヲ債務者ニ與フル必要アリ、其ノ原因ハ血ニ債務名義ニヨリ確定シ

タル實體上ノ請求権自体ニ干係スルモノニシテ民法其ノ他実体法規定ニ
ヨリ定マル、依テ訴ノ形式ニヨリ此ノ異議ヲ申立ツルコトヲ得ルモノト
シタルナリ（五四五条）

右ノ如ク一旦確定シタル債務名義ノ執行ノ効カラ排除スルカタノ訴
ナルカ故ニ其ノ異議ノ原因ノ成立期ニ付テハ儘クトモ異議ヲ主張スルコ
トヲ要スルコト論議ノ終結後ニ其ノ原因ヲ生シ且故障ヲ以テ之ヲ主張ス
ルコトヲ得サルトキニ限リ此ノ訴ノ提起ヲ許スモノトス、即チ判決カホ
一番ノミニテ確定セルトキハ亦一番ノ口頭筆論終結後又ハ判決カホニ審
以上ニテ確定シタルトキハ亦一番ノ口頭筆論終結後ニ其ノ異議ノ原因ヲ
發生シタルコトヲ要ス、又數回ノ異議ノ原因ヲ有スルトキハ同時ニ之ヲ
主張スルコトヲ要ス、尚ホ執行命令及ニ公証人ノ作リタル執行証書ニ干
シテハ亦五五十一條オニ項及ニ亦五五六十二條オニ項ニ異議ノ成立時
期ニ干スル規定アリ

7 (2) 異議訴ノ管轄裁判所

判決ニ付テハ第一審ノ受訴裁判所ヨリ以テ其ノ管轄裁判所トシ、且ツ其ノ管轄ハ専屬トス(五六三條) 之レ實體上ノ請求其ノモノニ付テ已ニ裁判ヲナシタルカ故ニ該裁判所ヲシテ之レヲ取扱ハンムルトキハ便利ナルカ故ナリ、其ノ他ノ債務名義ニ付テハ此ノ規定ノ準用ヨル(五六〇條) 執行命令及ヒ公証人ノ執行証書ニ付テハ才五百六十一条中三項、才五百六十二条四項ニ特別規定アリ

(3) 異議訴ノ手續及其ノ提起ノ時期

此ノ訴ハ普通ノ訴訟手續ニヨリ之ヲ提起シ、口頭辯論ヲ経テ判決ヲ以テ裁判ス、此ノ訴ノ提起時期ニ付テハ執行開始後ニ提起スルヲ通例トストモ甚シ其ノ債務名義ニ基キ執行ヲ開始セラルル危險アルトキ、執行開始前トモモ予メ之ヲ提起スルヲ妨ケス、然レトモ執行終結後ニ付テハ

ハ之ヲ提起ヲ許サス、此ノ異議ハ訴ノ執行ヲ排除スルコトヲ目的トシ相手方ハ給付ヲ命スル判決ヲ求ムルモノニアラスシテ所命命令判決ノ一種ニ屬ス故ニ執行ノ終結シタル後ニアラスハ此ノ訴ヲ提起スル目的ヲ欠ク故ニ執行終結後ニアリテハ不当利得又ハ不法行為ニ基ク損害賠償ノ訴トシテ普通ノ實體上ノ訴ヲ提起スヘキモノトス

(4) 既ニ着手シタル執行ニ対スル此ノ訴提起ノ効力

此ノ訴ノ提起アルカタノニ原則トシテハ既ニ開始シタル執行ノ続行ヲ当然妨グルモノニアラス 此レ才五百四十六条ノ執行文付典ニ対スル異議ノ訴ノ場合ニ於テモ亦同一トス 然レトモ例外トシテ異議ノタメニ主張シタル事實ヲ法律上理由アリト見エ、且ツ事實上ノ實ニ付キテ疎明アリタルトキ、或ハ法定ノ形式ヲ以テ予メ其ノ訴ニ対スル判決前ニ於テ執行ノ停止又ハ執行命令ノ取消等ヲ命スルコト等ヲ得ル或ハ此ノ異議ノ訴ニ付テスル判決中ニ於テ既ニ着手シツ、アル執行ニ対シ特別ノ命令ヲ

争シ又ハ既ニ決定ノ形式ヲ以テナシタル命令ヲ取消シ之ヲ変更シ若クハ之ヲ認可スルコトヲ得。判決中其ノ命令ニ干スル事項ニ限リ職権ヲ以テ仮執行ノ宣告ヲ付ス其ノ裁判ニ対スル下服ノ申立ニ付テハ才五十一條ヲ準用シ才ニ當ニ於テハ申立ニヨリ先ツ仮執行ニ付弁論又ハ裁判ヲナスヘク其ノ裁判ニ対シテハ下服ヲ申立ツルヲ得ス(五十四七、五十八條)

第四款

執行ノ目的物ニ関スル
第三者ノ異議許

(1) 此ノ異議許ノ目的

強制執行ハ唯債務者ノ財産ノミニテシテ之レヲ行フハ当然ノコトナレトモ執行實施ヲ迅速ニスルタメニ執行機關タル執達吏ニアリテハ執行ノ目的物タル財産ヲ果シテ債務者ノ財産ナリヤ否ヤ充令調査スルコトナク其ノ占有中ニアレハ直チニ之ヲ差押ヘ得ルモノトナセリ(五十六條)

故ニ債務者ニ屬セサル財産ニ対シテ事實上強制執行ヲ開始セラルコトアリ。目的物ニ対スル第三者ノ異議ノ許ハ此ノ場合ノ救済トシテ存スルモノナリ(五十九條) 此ノ密議ノ原因ハ才三者ノ執行ノ目的物ニ付キ所有權ヲ主張シ其ノ他執行目的物ニ付テ權利ヲ有シ執行ヲ排除シ得ル場合ナリトスハ而シテ更ニ担保權ノミヲ有シ其ノモノヲ占有セラルモノニアリテハ執行ヲ妨タルコトヲ得スシテ唯其ノ売約金ニ対シテ優先的救済ヲ主張スルコトヲ得ル(五十五條)

右ニ述フルカ如ク此ノ異議ノ原因ハ執行ノ目的物ニ対スル才三者ノ實體上ノ權利ニ基クテ故ニ許ノ形式ヲ以テ之ヲ提起スルコトヲ許シタルモノトス、而シテ此ノ異議ノ許ノ目的ハ之亦請求ニ干スル債務者ノ異議ノ許ト全シク才三者ノ權利ヲ侵シタル執行ヲ爲テ排除スルコトヲ求ムルモノニシテ同シク許訟法上ノ異議ノ許ナリ、才三者自身ノ財産權ノ存否ノ確定ヲ目的トスル實體上ノ許ニアラス、畢竟當事者間ニナサレタル執行手續ニ参加シテ執行ソノモノニ干スル異議ヲ述ハルモノナルカ故ニ此ノ

異議訴ヲ称シテ執行参加ノ訴トイフ (Zusatzliche Klage im gerichtlichen Verfahren) 此ノ執行参加ノ訴ハ右述ノ如ク仮令債権者及債務者ヲ共ニ被告トスル場合トモ才五十一條ニ所謂参加 (Parteilichkeit) 云々トイフノ訴ニアラク

今主参加トシテ異議ヲ述ヘンニ、主参加ハ他人間ニ権利拘束トナリタル訴訟目的物ノ全部又ハ一部ヲ自己ノためニ請求スル請求ニシテ本訴訟ノ継続中當事者双方ニ対シテ提起スルモノナリ、故ニ主参加ノ訴訟物ハ當事者間ノ訴訟ノ目的物ニ対スル才三者ノ請求権ナリ、然レトモ茲ニ述ベル執行参加ノ訴ハ訴訟物ハ才三者ノ権利其ノモノニアラスシテ已ニ開始セラレタル執行々々ヲ排除スルヲ以テ目的トス、又主参加ハ本訴訟ノ確定前ニ提起スルコトヲ要シ、執行参加ハ仮執行ノ宣告アル場合ノ外必ず又判決ノ確定前ニシテ且ツ執行開始後タルヲ要ス、又管轄裁判所ニ付テモ二者ハ之ヲ異ニシ又當事者ニ付テモ前者ハ當事者双方ヲ相手取ルモノ而者ハ才ラズシモ然ルコトナシ、然シテ仮執行ノ場合ニ於テハ共ニ其ノ要

件ヲ具備スルカ故ニ才三者ハ主参加ノ訴ヲ起シ得ルノミナラス又執行参加ノ訴ヲ起スコトヲ得一シ、故ニ此ノ場合ニアリテハ才三者ハ何レノ救済ヲ採ルヘキカニ付モ選擇権アリト云フヘシ

(2) 異議訴ノ當事者

訴訟ヲ提起スルモノハ才三者ナリ、稀ニハ債権者自身カ才三者トシテ此ノ訴ヲ提起スル場合アリ、例ヘハ債務者ノ負担セル物ノ有限責任ニ付シテ強制執行開始セラレタル場合ニ債務者ノ他ノ財産ヲ差押ヘタルトキハ之ニ対シ異議訴ヲ起スコトヲ得、又限定承認ヲナシタル場合ニ於テ相続人ノ基本財産ニ対シテ相続債権者カ執行ヲ開始シタル場合モ亦全一トス、此ノ訴ノ被告ハ債権者ナリ、法文ニテモ債権者ニ対シト明言セリ、然シテ此ノ訴ノ目的カ執行ヲ排除スルカ故ニ債務者ハ被告ニアラサルコト明ナリ、然レトモ債務者ニ於テ此ノ異議訴ヲ正当トセサルトキハ才三者ハ又債務者ニ対シテモ亦之ヲ差押スルコトヲ得一シ、而シテ此ノ場合ニ

ハ債権者及ニ債務者ヲ共ニ被告トス、然レトモ此ノ場合トモ債権者ヲ
対スル訴訟ト債務者ニ対スル訴訟トハ區別シテ觀察スルコトヲ要ス、債
権者ニ対スル訴訟ハ訴訟法上ノ訴訟ニシテ執行ヲ排除スルヲ目的トシ、債
務者ニ対スル訴訟ハ實體上ノ権利ノ存否ニ干入訴ナリトス、唯便宜ニタ
ニ法律ハ全一訴訟ニ於テ兼済及ヒ裁判ヲナスコトヲ特ニ許シタルモ、ト
ス、然シテ此ノ場合ニモ三者ハ一方ニ勝訴トナリ他方ニ敗訴トナレコト
アリ、例ハハ債務者ニ債権ヲナセル目的物ニ対シテ強制執行ノ開始セラ
レタル場合ニハ債権者ニ対シテハ執行異議訴ニヨリ勝訴トナルモ債権
ノ期間未タ経過セザルカ故ニ債務者ニ対シテハ未タ其ノ返還ヲ得スシテ
敗訴ナキニアラス、故ニ債権者及ニ債務者ヲ共ニ被告トスル場合ニモ亦
五十条ニ所古合一的ニ確定スルキ必要の共全訴訟ニハアラス

(3) 管轄裁判所

土地ノ管轄トシテハ執行手続ヲナス地又ハ之ヲナシタル地ヲ管轄スル

区裁判所ノ管轄ニ属ス(五四九条三項) 筆物ノ管轄ニ付テハ訴訟物ノ
價額ニヨリテ之ニ定ム、即チ訴訟物ク区裁判所ノ管轄ニ属セザルトキハ
執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニテ管轄ス、此ノ場合ノ訴訟
價額ハオホ六条ニヨリテ算定ス

(4) 異議訴、手続及ヒ訴訟提起ノ時期

管轄ニ付テハ上ノ如キ特別規定アレトモ他ハ凡テ普通ノ訴訟手続ニヨル
訴訟提起時期ニ付テハ執行開始前其ノ終結故ニ於テノミ之ヲ起スコトヲ
得、執行開始前ニアリテハオホ三者ノ権利ヲ侵シタル不当ナル執行ヲ爲
キ故ニ之ヲ提起スル理由トシ又執行終結後ニアリテハ最早執行参加ノ訴
トシテ之ヲ起スコトヲ得スシテ不当利得又ハ不法利得ノ訴トシテ實體上
ノ訴ヲ提起スルモノトス、又執行参加ノ訴ノ継続中執行ヲ停止セザルカ
爲ニ執行ヲ終結シタルトキハ損害賠償ノ請求ニ干スル訴トシテ之ヲ変更
スルコトヲ得(一九六条三号)

(5) 既ニ着手シタル執行ニ対スル効力

此ノ訴ノ提起アルカタメニ執行ノ続行ヲ当然防クルモノニカラス。然レトモ裁判所々第百四十七条及第百四十八条ノ規定ニ從ヒ執行停止ヲ命シ又ハ已ニナシタル処分ノ取消ヲ命スルコトヲ得。唯此ノ場合ニハ執行処分ノ取消ハ保証ヲ立テシメスシテ之ヲナスコトヲ得。蓋シ亦三者ノ財産ニ対シテハ元来強制執行ヲナスヘキモノニアラハルニヨルヘ五
四九条ニ項)

第五節 執行停止及制限

(1) 執行ノ停止及制限ヲナス場合

執行ノ停止トハ執行ノ全部ニ付キ其ノ続行ヲ止ムルコトヲ云ヒ、之ニ一時的ノモノアリ、又終局的ノモノアリ、制限トハ其ノ範圍ヲ狭ムルニ

ト云フ、執行ハ債務者ノ利益ノタメニ其ノ申請ニヨリ之ヲナスモノナシカ故ニ債権者ハ執行機關ニ申立テ、其ノ停止又ハ制限ヲナサシムルコトヲ得ルモノトス、又債務者ハ執行ノ繼續中破産宣告ヲ受クルトキハ各債権者ノ何カノ強制執行ハ之ヲ停止ス(旧商九八七条)

右ノ如ク債権者ノ任意ノ申立又ハ破産ノ場合ニアリテハ執行停止又ハ制限ヲナスモ一旦開始シタル執行ハ單ニ亦三者又ハ債務者ノ異議アルカタメニ原則トシテ之レヲ停止若クハ制限ヲナスヘキニアラス(五四七、五四九条)

然レトモ例外トシテ左ノ条件ノ場合ニハ債権者若クハ亦三者ノ一方的申請ニヨリ執行停止若クハ制限ヲナス(五五〇条)

一、執行スヘキ判決若クハ停止ヲ命シタル旨ヲ記載セル執行カアル裁判ノ正本ノ提出

確定判決ハ再審訴ニヨリ取消サレ、仮執行ノ宣告ハ本審判決ト共ニ又ハ其ノ宣言ノミニ付テ独立シテ不服ヲ申立テ之ニヨリテ取消サレ(七七)

五、執行ヲ許サズシテ宣言シ若クハ止
シク停止ヲ命シタ裁判ニハ各種ノ執行異議ノ申立アリ、異議訴ニ付ス
ル裁判ライフヘ五ニニ条一項、五四四―五四六、五四八、五四九条ノ
二、執行又ハ執行処分ノ一時ノ停止ヲ命シタル旨ヲ記載セル裁判ノ正本
ヲ提出

例、第五百条、五百十二条、五百二十二条二項、五百四十四条一項
未般、五百四十七条二項以下、五百四十九条未項ノ場合等之レヲ

三、執行ヲ免ルルノ保証ヲ立テ又ハ供託ヲナシタル旨ヲ記載シタル公
正ノ明証書ヲ提出

此ノ場合ハ執行停止又ハ執行処分ノ取消ケ保証ヲ立テ又ハ供託ヲナス
コトノ条件ニカ、ル場合ニ適用アルモノトス、即チ五百条、五百十二
条、五百二十二条二項、五百二十二条、五百四十七条、五百四十九条之
レナリ

公正証書トハ第五百十三条二項ノ証明書ノ如クナリ

四、執行スヘキ判決アリタル後債権者カ其旨ヲ受ケ又ハ義務履行ノ猶予
ヲ承認シタル者ヲ証書ヲ提出

茲ニ單ニ判決ト云ヘルニ此ノ規定ノ準用ニヨリ其ノ他ノ債務名義ニ
付テモ全一トス(五六。条)

(2) 執行ノ停止又ハ制限ノ効力

前述第一号及ヒオ三号ノ場合ニ於テハ執行ヲ終局的ニ停止若クハ制限
スルモノニシテ已ニナシタル執行処分ヲ取消スヘキモノトス、オニ号
ノ場合ニハ一時ノ停止ナルカ故ニ其ノ裁判ニ於テ従前ノ取消行爲ヲ取消
セハ終 若シ然ラサルトキハ已ニナシタル執行ヲ爲ラ一時放置シ、不右
裁判ノ結果如何ヲ俟ツモノトス、オ四号ノ場合ニ於テモ已ニナシタル執
行処分ヲ一時放置シ不右債権者カ執行委任ノ取消ヲナシタル場合又ハ執
行ニ付スル債務者ノ異議ニ付シ裁判アリテ其ノ正本ノ提出アリタル場合

ニ於テ執行命令ノ取消ヲナスハキモノトス(五五二条)

第六節 執行當事者ノ変更

一、執行開始前ニ於ケル當事者ノ変動

執行當事者ノ氏名ハ普通ニハ執行文ニヨリテ之レヲ知ルコトヲ得(一七条) 執行文ノ附共ヲ受得トセサル債務名義ニマリテハ自ら其ノ債務名義ニヨリテ知ルコトヲ得 然レトモ債務名義ノ成女店當事者ニ承継アリタルトキニハ其ノ承継人ノ氏名ヲ執行カアル正本中ニ表示セラレ、コトヲ要ス、然ラントハ執行ヲ開始スルコトヲ得(五一九、五二〇条) 五二八、五六一、七四九、七五〇条) 故ニ執行開始前ノ當事者ノ変動ニ付テハ疑ヲ生セス

二、執行開始前ニ於ケル當事者ノ変動

一、債権者ノ異動

已ニ執行カアル正本ヲ附共シ執行開始アリタル旨ト爲ミ判決其ノ他ノ原因ニヨリ債権者ニ変更アリタル場合ニハ何等ノ名大ナキカ故ニ原則ニ戻リ更ニ執行文ノ附共ヲ受フルコトヲ必要トスルモノト爲フ(五二八条一項、五六一、七四九、七五〇条)

二、債務者ノ変動

此ノ場合ニモ亦更ニ執行文ノ附共ヲ受得トスルカ如キト爲ミ左ノ二ツノ場合ハ例外トシテ執行文ノ附共ヲ受ケルコトナク直サニ執行ヲ続行シ得ルモノトナセリ
一、執行開始前債務者ニシタル場合ニハ其ノ相続ニ付テ認メマシタルト否トヲ問ハズ相続人ノ全明ナルト否トヲ問ハズ相続財産ニ付シテ執行ヲ続行スルコトヲ得 蓋シ何人カ相続人トナルニ係、ラス相続財産ヲ以テ執行ノ目的物トナスコトヲ得シマ故ナリ、然レトモ優務者ノ知ルコトヲ要スレ執行ヲ爲シ得ル場合ニハ特別代理人ヲ

九

還定スルコトヲ要ス(五五二条)

口、夫主タル債務者ヲ執行開始后隱居、又夫、婚姻、療疾ノ原因ニヨリ其ノ地位ヲ喪シ又ハ失ニタル場合ニハ前主ノ債務ハ新主ニ移転スルモノトス、然レトモ法律ハ債権者保護ノためニ旧主ノ債権喪失當時債務者ノ所有ナル財産ニ付テ執行ヲ進行シ得ルモノトセリ(五五二条)

第七節 保証、執行費用及ヒ

裁判管轄

(1) 保証

前論規定ニ從ニ保証ヲ立テ又ハ供託ヲナスコトヲ要スル場合ニハ債務者ヨリスルモノアリ、又ハ債権者ヨリスルモノアリ、又チ三者ヨリスルモノアリ、此等ノ場合ニ於テ保証ヲ立テ又ハ供託ヲナスハ其ノ普通裁判

籍ヲ有スル地ノ区裁判所又ハ執行裁判所ニ之ヲナス(キモノトス(五二三条))

(2) 執行ノ費用

執行費用ハ狭義ノ訴訟費用ト之ヲ区別ス、然シテ執行ノ費用ハ其ノ必要ナル部分ニ限リ債務者ノ負担ニ帰ス、蓋シ債務者ク任意ニ其ノ職務ヲ行ハサルタメニ發生シタル費用ニヨル、然シテ狭義ノ訴訟費用ハ予メ決定ヲ以テ其ノ額ヲ確定シ之ニ基テテ執行ヲナス、然ルニ執行費用ハ予メ其ノ額ヲ決定セシテ執行ヲナス、本案請求ト全時ニ執行機關ニ於テ其ノ額ヲ決定シ之ヲ取立ツルモノトス、蓋シ費用ニ付テハ額ヲ確定シ然レテ后之ヲ執行スルモノトセ、際限ナキヲ以テナリ又執行ノ基本タル判決ヲ棄棄若クハ破棄シタルトキハ執行ノ費用ハ債務者ニ返還スヘシ(五五四条)

茲ニ判決ト去ヘルモ此ノ規定ノ準用ニヨリ他ノ債務名義ニ付テモ同一

トス(五六〇条)

(3) 裁判管轄

執行編ニ規定シタル裁判管轄ハ土地ニモ亦事物ニ付テモ專屬トス(五二三条) 之レ全一事件ニ付キ異ナリタル裁判所ノ裁判ヲ受ケルコトヲ防カンカクメナリ、然レトモ例外トシテ亦五百十四条ニ項、五百十一條三項、五百六十一條三項、五百六十五條一項、六百三十五條等ノ如ク許物ノ價格ニヨリテ区裁判所又ハ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノト定メタル場合ニ於テハ合意管轄ヲ許スモノト古クヘシ(五〇八条) 此等ノ規定ハ亦ラスシモ執行ニ特別ナルモノニテラスシテ裁判所構成法ノ區別ヲ繰リ返ヘシタルニスキサルヲ以テナリ、尤モ亦五百二十一條、五百四十五條、五百四十六條等ニ所謂第一審ノ受許裁判所ノ管轄ニ属セシタル事項ハ当該特定ノ裁判所ヲ指スモノナルカ故ニ当該裁判所ニ專屬スヘトコトハ勿論トス

第二章

金錢債権ニ付テ強制執行

第一節

動産ニ対スル強制執行

第一款 通則

1 動産ニ対スル執行方法

動産ニ対スル執行ハ差押ヲ以テ之ヲナス(五六四條一項) 差押方法ハ執行目的物ニヨリテ此ヲ異ニスルカ故ニ順次ニ之ヲ説明スヘシ 然レテ差押ヘトハ債權者ヲシテ債權者ヲ害シテ差押物ノ処分ヲナスコト能ハナラシムルコト云フ、然レモ債權者ハ差押ヘラレタルモノニ對シテ所有權ヲ失フニテラス、差押物ハ依然トシテ債權者所屬ノ財産ニシテ從テ其ノ危險負擔ハ勿論保費費用等モ債權者カ之レヲ負擔スヘキハ當然ノコトトナス

2 債權者間ニ於ケル差押ノ效力

一人ノ債權者カ債權者ノ或レ財產ニ對シテ差押ヲナス時ニハ其差押ハ債權者相互ノ關係ニ於テ如何ナル効力ヲ生スルカニ付テハ從來ノ立法

例二に於て是れ、執行主義ニテ、執行主義ニ依り、債権者ノ為ニ對シテ優
 先權ヲ登出スルハ、即チ執行主義ニ依リ、債権者ノ為ニ對シテ優
 〇四、然レテ其債権ノ如何ハ債権者ノ破産ノ場合ニ於テ此ノ行儀トシテ
 破産法四二条ニ、此ノ主義ノ理由トスル所ハ執行債権者ノ為ニ對シテ執行
 ヲ迅速ニシ且確實トナシム。然レテ初メ三ノ担保権ヲ設定セズトモ執行
 ニヨリ且チ担保権ヲ獲得スルハ故ニ平等ハ債権者ニ信用ヲ與ヘテ経済
 的ノ活動ヲナサシムル利益アリ。又是等ノ場合ニモ債権者ノ為ニ對シテ執行
 ヲ擴張セシムルノ弊ナシ、故レハチハ *generally accepted* 又 *Principle* 古法
 等ハ此ノ主義ニ依リテ執行法モ亦其ノ主義ヲ襲得セリ。
 第二主義 即チ民法五五八條ノ抵押債権ニ優先權ヲ認メ、他ノ債権者
 ニシテ配当要求スルモノヲテハ平等ノ割合ニテ配当ヲナシムル所ノ主
 義ナリ。蓋シ民法五五九條ニ依リ、八債權者ノ為ニ對シテ優先權者ノ為
 ノ一スル共同ノ担保ナリト據民シ、特ニ地上担保権ヲ有スル者ノ為ニ對シテ
 押ニ依リ優先權ヲ行フコトヲ得ヌトナセリ。
 此ノ主義ハ公平ニ債権者ヲ保護シ、殊ニ遺留ノ地ニ在リテ債権者ノ為

在リ、担保者ノ為ニ對シテ執行主義ニ依リ、債権者ノ為ニ對シテ優
 先權ヲ登出スルハ、即チ執行主義ニ依リ、債権者ノ為ニ對シテ優
 五ノ際ヨリ予ノ担保権ヲ設定スルモノヲテハ平等ノ割合ニテ配当ヲ得ル
 ルコトヲ自覚セシメ、他ノ債権者ノ為ニ對シテ優先權ヲ有スル者ノ為ニ對シテ
 又是等ノ場合ニモ債権者ノ為ニ對シテ優先權ヲ有スル者ノ為ニ對シテ執行
 現行法ハ此ノ主義ニ依リテ執行法モ亦其ノ主義ヲ襲得セリ。
 三、抵押ノ制限
 抵押ハ債務名義ニ據テ行ハル請負原上執行ノ費用ヲ償フニ必要程度ニ止ム
 ハキモノトス。五九四條ニ項、過剰ノ抵押ハ実益ナキヲミナラズ此レヲ
 禁スルハ債権者保護ノ為ニ必要ナルニテ、又是等ノ場合ニモ債権者ノ為ニ對シテ執行ノ目
 的ヲ達スルコト能ハサル場合、即チ是等ノ場合ニハキモノヲ担保スルモノ執行ノ
 費用ヲ償フテ剩餘ヲ主スル見込ヲキルハ執行ヲナシ得ズ。五九四條三項
 在リ、則チ是レニ對シテ執行ヲナスルハ債権者ハ五九四條ニ從テ必要ノ申立
 ヲルコトヲ得。
 四、抵押ノ物上担保権者トノ關係

一、且、手取上、其、付、キ、取、得、ル、リ、キ、ハ、裁、判、所、ハ、此、ノ、訴、ノ、判、決、前、ニ、志、得、金、ノ、供、託、ヲ、命、ス、ハ、シ、五、六、五、条、二、項、一、此、ノ、供、託、ニ、付、テ、ハ、五、四、七、条、五、四、八、条、準、用、即、チ、此、ノ、二、ヶ、条、ノ、準、用、ハ、執、行、ノ、停、止、並、ニ、テ、ハ、取、消、ノ、為、ニ、テ、テ、又、三、ヶ、条、ノ、売、得、金、ノ、供、託、ヲ、命、ス、ハ、キ、テ、否、ヤ、二、回、ス、ル、準、用、ナ、リ、ト、ス。

第二款 有体動産ノ対テハ執行

第一項 差押ヘ方法

1. 債務者ノ占有中ノ物ハ、其、者、カ、差、押、ヲ、拒、マ、セ、ル、モ、ノ、差、押、債、務、者、ノ、占有中ニ、テ、ハ、有、体、動、産、ハ、執、達、吏、之、ヲ、占有ニ、テ、其、差、押、ヲ、テ、ス。

五、六、六、条、一、項
茲、ニ、占、有、ト、ハ、其、物、ニ、關、ス、ル、例、ハ、給、付、証、券、倉、庫、証、券、等、ノ、証、券、ヲ、以、テ、差、押、ヲ、ル、ヲ、以、テ、足、リ、ト、セ、ス、事、實、上、其、物、ノ、利、ハ、支、配、力、ヲ、有、ス、ル、ニ、テ、テ、然、シ、テ、債、務、者、カ、其、物、ヲ、占有ニ、テ、居、テ、ハ、執、達、吏、ハ、之、ヲ、債、務、者、ノ、手、取、ト、シ、テ、差、押、ヲ、ル、コ、ト、ヲ、得、ル、モ、ノ、ト、ス、若、シ、其、物、カ、才、三、条、ノ、行、動、

物、ヲ、リ、シ、片、ハ、已、ニ、逮、ヘ、シ、知、リ、才、三、者、ハ、五、四、九、条、ニ、依、テ、異、議、ヲ、申、立、ソ、ヘ、キ、モ、ノ、ト、ス、才、五、者、ノ、占有中ニ、在、ル、物、ハ、才、五、者、カ、依、意、ニ、之、レ、ヲ、引、渡、ス、場、合、ニ、限、リ、差、押、ヲ、テ、シ、得、ル、モ、ノ、ニ、テ、テ、決、令、其、物、カ、債、務、者、所、屬、ノ、執、達、吏、ト、シ、テ、才、三、條、ノ、場、合、ト、シ、テ、其、債、務、者、カ、才、三、條、ニ、付、テ、才、三、者、ニ、對、シ、テ、強、制、力、ヲ、加、フ、ル、ヲ、得、サ、ル、モ、ノ、ト、ス、五、六、三、条、若、シ、才、三、者、カ、引、渡、ヲ、拒、ル、内、ハ、六、一、四、条、ニ、從、テ、債、務、者、カ、才、三、條、ニ、對、シ、テ、有、ス、ル、有、体、動、産、引、渡、請、求、權、ト、シ、テ、之、ニ、差、押、ヲ、執、行、ス、ル、ハ、才、三、條、ノ、ト、ス。

又、差押物ノ保管、五、六、六、条、二、項

即、チ、原、則、ト、シ、テ、ハ、執、達、吏、自、ラ、之、ヲ、保、管、ス、例、外、ノ、場、合、ニ、債、務、者、ノ、保、管、ニ、委、ス、尤、モ、此、ノ、場、合、ニ、ハ、封、印、其、他、ノ、方、法、ニ、依、リ、テ、差、押、ヲ、テ、シ、タ、ル、事、ヲ、明、ラ、カ、ニ、ス、ル、ヲ、要、ス、又、差、押、ニ、ハ、債、務、者、カ、立、会、ヲ、テ、通、例、ト、シ、五、三、七、条、五、會、ヲ、以、テ、通、知、ノ、必、要、ナ、シ、ト、ス、モ、立、会、ハ、才、三、條、ノ、文、ト、ニ、通、知、ス、ル、ヲ、要、ス、五、六、六、条、三、項

第二項 差押禁止ノ動産

九六

一、末々熟ニ止ル果實、五八八条一項ニ規定アリ
 二、未夕ノ薪七ナル蚕、五八八条二項
 三、五七〇条ニ列挙セタルモノ、左列挙・三ノハ債權者保護ノ爲メ或
 ハ公益上ノ理由ノ爲メ之レガ差押ヲ禁ズルモノナリ、而シテ此等ハ
 皆元本ヲ指スモノニシテ之レニ當ラントスル債權其他ノ動産ヲ指スモノ
 ニアラザルハ勿論トス、之レガ差押ヲ禁ズルハ一般全債權者ノ利益ヲ
 得シムル爲メニ之レガ差押ヲ禁ズルモノニシテ、茲ニ掲テ
 之ル物々或ハ特別担保トナリ或ハ約定給付ノ爲メニ此等ノ場合ニハ之ニ對シ
 テ執行ヲナマラザルモノトス
 四、已ニ差押ヘタル物
 已ニ差押タルモノモ理論上ハ差押ノ利益ヲ得ザルニアラスト莫モ成ス
 訴ハ明文ヲ以テ執達吏ハ已ニ差押ヘタルモノニ對テハ他ノ債權者ノ爲メ

二頁ニ差押ヲナスコトヲ得ヌトナヒリ、五八八条一項、蓋シ猶法ニ
 在リテハ差押ニ依リテ債權者ノ取得セシムルカ故ニ差押ニ依リ順位ヲ定
 ムル必要アリ、我民訴ハ平等分配ノ主義ヲ取リタルガ故ニ或ハ執達吏
 カ或ル債權者ノ爲メニ差押手續ヲナシタルハ他ノ執達吏ハ更ニ他ノ
 債權者ノ爲メニ差押手續ヲナス必要ナク照査手續ヲ行ヒ *sequestration*
 相當要求ヲナセハ即チ足レリトセリ、之ニ對テハ右ニ説明スノシ

第三項 金錢ノ差押

一、債權者ニ對スル引渡

執達吏カ金錢ヲ差押スルハ直チニ此ヲ債權者ニ引渡スヘキモノトス
 而シテ債務者トノ關係ニ於ル効力ニ對テハ執達吏カ金錢ヲ取立テタル
 時ニ於テ債務者ヨリ支給ヲナシタルモノト見做セリ、五七四条、即

九七

九八
其ノヨリ全額ニ対スル危險ハ債権者ニ移転ス。他ノ債権者ハ此等
式ヲナシ得ルモ、トテ、然レモ債権者、場合ニ依リテ又ハ供託
ヲ命ジテ執行ヲ免ルルコトヲ許ササル場合ニハ(五)五條ニ據リテ又
取、効力ヲ生ゼサルモ、トス。

第四項 金錢以外ノ差押物ノ換價

原則 金錢以外ノ物ヲ差押タル件ハ之ヲ換價セラルルハカラス
其ノ換價ハ原則トシテ執達吏ニ於テ公ノ競売方法ヲ取テ行フナス。其
ノ換價ノ權限ハ執行委任ノ中ニ當然包含セラレニシテ、又ニ債
権者又ハ裁判所ノ特別ノ委任ヲ必要トセラルルモノトス。五七二條、又
競売ヲナスコトノ同此ノ保存ノ爲メ特別ノ処分ヲ必要トスルトキハ、
執達吏ハ適當方法ヲ以テ之ヲ行フナス。例ハ八條ニ據リテ差押タル場合ニ之
ヲ銅貨スルカ如シ、之カタメニ費用ヲ要スル件ハ債権者ナシテ手納セ

シ、又債権者差押タル件ハ債権者ノ割合ニ依リテ之ヲ手納セシム。
五七一條、今在ニ競売ニ任キ順次ニ之ヲ競買スルシ
テ、競売ノ旨的及場所、五七五條ニ規定シ、五七六條
一、競売ノ準備、競売公告ヲ行フ要ス。方法、回数、如キハ執達
吏ノ判断ニ付ル(五七六條ニ據リ)。又競売スルモノ、中ニ高價
品ナリキハ執達吏ハ鑑定人ヲ以テ手納價ヲ示シムヘシ(五七三
條)。

第三款 債権及他ノ財産ニ対スル 強制執行

第一項 金錢債務ニ対スル強制執行

(2) 執行済留ハ執達更ニ了ラズニテ執行裁判所ナリ。

其土地ノ管轄ニ就キテハ九十九条ニ規定セリ。

(2) 差押手続

債権者ハ差押ノ為ニ差押命令ノ申請ヲナスコトヲ要ス。其ノ申請ヲ了スニハ差押ノ為ニ債権ノ種別及之數ヲ明示ス。其ノ債権ノ種類ヲ示スニハ九十九條三項債務者ノ何人ナルカヲ示シ且ツ其ノ成立ノ原因ヲ七説明スヘシ。之レヲ六百十八條ニ規定シタル差押ノ為ニカサレ債権ニ了ラサレコトヲ示サニカサレナリ。又ノ申請ハ原告又ハ口頭ヲ以テ之レヲ了スコトヲ得(五十九條)。又債権ニ相当アル場合ニハ其ノ登記及ハ、記入ノ申請ヲ了スヘシ(五十九條)。又三債務者ヲ了スル債権ニ對スル際ニ執行裁判所、差押命令ヲ以テ之ヲ了ス(五十九條)。其ノ場合ニハ一ニハ三債務者ニ對シ債権者ニ文書ヲ了スコトヲ禁ジ、二ハ債務者ニ對シ債

権ノ処分就ニ及取上ヲ了スヘカヲモルコトヲ要スルモノトス。而シテ此

ノ差押命令ハ職權ヲ以テ之ニ債務者及債権者ニ送達シ、債務者ニ對シ

テハ其ノ送達シタル旨ヲ通知スルニ止ム。差押ノ効力ハ三債務者ニ送

達シタルヲ以テ之レヲ了スルモノトス(五十九條)。

差押命令ヲ了スル手続ニシテハ債権者ヨリ適當ナル申請アルトキハ之

レヲ聲シ、其ノ管轄ノ有無ハ職權ニヨリ問フニテ調査スルモノトス。而シテ

ハ、債権ノ存在スルハ否ヤハ之ヲ調査スル。殊ニ才ハ債務者及債権者

ノ登記スルヲ要セス(五十九條)。蓋シテ之ヲ附託スニシテハ債務者ハ並

ニ債権者ノ差押ハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

法ニ記入セシムルハ、債権者ハ債権者ノ差押ヲ要セス。而シテ之ヲ登記

一、債権者ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。債権者ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。債権者ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

二、債権者ハ之ニ債権者トシテ差押ハシテ債権ニ対シ差押命令ノ送達ヲ行フ。之ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。債権者ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

三、債権者ハ之ニ債権者トシテ差押ハシテ債権ニ対シ差押命令ノ送達ヲ行フ。之ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。債権者ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

債権者ハ之ニ債権者トシテ差押ハシテ債権ニ対シ差押命令ノ送達ヲ行フ。之ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

三、債権者ハ之ニ債権者トシテ差押ハシテ債権ニ対シ差押命令ノ送達ヲ行フ。之ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

四、債権者ハ之ニ債権者トシテ差押ハシテ債権ニ対シ差押命令ノ送達ヲ行フ。之ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

五、債権者ハ之ニ債権者トシテ差押ハシテ債権ニ対シ差押命令ノ送達ヲ行フ。之ハ債権者ノ名義ニテ之ヲ行使スルヲ禁出セザル。之ヲトス。

(4) 換価手続

動産の差押、ラレザルトモ、其ノ換価手續トシタルガ如ク債権者ノ肩
又ル金銀債権ノ差押ハタシテ場合ニモ之カ換価手續ヲ要ス。其ノ換価手
続ニハ二種アリ。一ハ差押債権ノ執行債権者ニ得得スルモノニシテ
Illiquidationsschleiffrist 也。一ハ特別ノ換価手続ニヨルモノニ
シテ

一 差押債権ノ行使ニハ執行債権者ニ取立命令、其ナルモノト添附命令
ヲ要スルモノトモ、特別ノ執行債権者ハ送達、従ヒ何レカ一ヲ申請ス
ルヲ得(六〇〇条)。然レモ七〇五百。五条ニ項ニ従ヒ債権者ニ保証
ヲ立ナシトスルハ供託ヲ要シテ執行ヲ免カレ、又トモ許スルキ条件
附便執行ノ成否ノ執行ノ場合ニ於テハ單ニ取立命令ヲ以テ要スルキ条件
而シテ此ノ命令ハ若シ債権者ニテ債権者ニ供託セシムル効力ノミヲ
生ス(六〇七条)。

右移附命令ノ申請ハ差押命令ト同時ニ之ヲ行フシ又ハ其命令アリタ
ル後ニ之ヲナスコトヲ得、其ノ申請アリタルハ執行裁判所ハ適法ナ
ルヤ否ヲ調査シ職権ヲ以テ若シ債権者及債務者ニ送達シ債権者ニ通
知ス、又効力ハ若シ債務者ニ送達シタルニヨリテ完成ス(六〇一条ニ
項)。若シ移附命令ノ申請中取立命令ノ申請ナルヤ又添附命令ノ申請
ナルヤカ不明ナルトモハ添附命令ハ危險ヲ負担スルモノナルカ故ニ取
立命令ノ申請ト解スヘキモノトス、在テ取立命令ト添附命令ノ何タル
カヲ説明スヘシ、

取立命令 (*Illiquidationsbefehl* zum *Beingie-*
chung) トハ差押債権者ヲ以テ其ノ債権ノ決済ヲアツルモノノ代理
手続ニアラスシテ債権者ニ代リ差押タル債権ヲ取立テ得ル権利ヲ認
ムタル制限ナリ、代理手続ヲ要スルハ民法第百三十四条第ニ項及
非訟事件手続法第三十七條一九二条ニ所云裁判上ノ代理ノ手続ヲ要セ
ズニテ直ニ取立ヲ行フ得ルコトヲ云フ、取立命令ノ効力ヲ左ニ説明
一〇五

債権者ハ依然トシテ是押債権ノ主体タリ又是押ノ効力ニヨリ之ヲ
知分ヲナスコトヲ得ヌ。故ニ其ノ債権ニ對スル危險ハ債権者依然之
ノ負擔シ、亦ニ債務者ノ無資力ノ結果取立不能ニ屬スルトキハリ
損失ハ依然トシテ債務者ニ負擔ス、從テ債権者ハ此ノ財產ヲ是押
ヘテ天ニ執行ヲナスヲ得ベシ。

四、債権者ハ債務者ニ代リ取立ヲナシ得ルニ止マシ其ノ取立ノタメニ
ハ訴ノ利益強制執行及ヒ裁判外ノ請求ヲナシ得ルハ勿論ナリト莫
債権者ノモ、代分行為例ハ免除、期限擴張、更改等ヲナスヲ得
ス、已ニ才ニ債務者ノ債務者トシテ同一訴訟経緯ニ止ルトキハ之ヲ執行
スルコトヲ得ヘク、又債務者ノ或ル確定判決ヲ有スル、キハ債務者
ハ其額ノ規定ヲ準甲以テ自ラ執行力カクル正本ヲ得テ才ニ債務者ニ對シ
強制執行ヲナスヲ得ヘシ。

取立命令ノ効力ハ其ノ債権ノ金額ニ及テ執行債権者ハ自己ノ
債権以上ニ取立ヲナシ得ルトキハ超過額ノ債権者ニ返還ス、キハ勿

論ナリ、然レモ法律ハ債権者保護ノタメニ其ノ申立ニヨリ執行裁
判所ニ於テ執行債務者ヲ審訊シ差押額ヲ其ノ要求額マテ一制限シ、
超過額ノ処分殊ニ取立ヲナスコトヲ債務者ニ許スコトヲ得ルモ、ト
ナセリ、是ニ斯ル制限ヲ設ケルキハ債権者ノ要求債務ノ部分ニ限
リ他ノ債権者ハ或る要求ヲナシ得ルモ、トス、之レ相當配当加入主
義ニ對スル一例外的規定トス（六〇二条）
取立命令ノ効力ハ其ノ取立命令ニ對スル從テハ裁判即チ保証人ニ對ス
ル請求又ハ担保執行ノ執行ヲナシ得ヘシ、又才ニ債務者破産スルトキ
ハ其債権者居出テ、破産手続ニ参加スヘキモノトス、執行債権者ハ取
立命令ヲ得ルトキハ適當ノ時期ニ其ノ債権ヲ行使入、モ義務者買ノ
例ハハ手形債権ナレハ適當ノ時期ニ手形ヲ呈示シ且ツ之レカ担保証
書ヲ作成セシムルカ如キヲ云フ、若シ債権者ノ債権ノ行使ヲ怠ルト
キハ之カテ、ニ生シテ損害賠償ノ責ニ依ル、（六一一条）又取立
命令ノ行使ヲ怠ルトキハ相當配当加入主各債権者ハ裁判所ノ許可

（一）二
 尾押ハタル債権ガ条件付者クハ期間付ナルトキ及對給付ナルトキ又ハ
 其他ノ理由ニヨリ取立カ困難ナルトキ、例ヘハ才三債權者ノ任所不明
 外國ニアルコト又ハ破産等ノ事由ニヨリ取立困難ナルトキハ裁判官ハ
 申立ニヨリ取立ニ換ヘ他ノ換領方法ヲ命ジ得。但シ一トハ前述ノ取立
 命令又ハ裁判官命令ニヨリテ取立又ハ任意売却ヲナス如シ。其認定ハ一
 二執行裁判所ノ裁量ニ屬ス。債務者尙國ニテリテ住所知レタルハ其
 申立ノ時ニ決定最ニ速ク審訊スヘシ、（六一二条）

第二項

手取其他裏書ヲ以テ移転ス
 ルトキ得ル証券ノヨリ債
 權ニ對スル執行

(1) 差押手續

手取ハ金錢債權ナレトモ其ノ債權ノ行使ニハ手取ノ所持ヲ必要トシ又

裏書ヲ以テ移転スルコトヲ得ル証券ノ債權トハ例ヘハ金庫証券・貨物引
 換証券・船荷証券・委ト云ヒ。之等モ亦其ノ権利ノ行使ニハ証券ノ所持
 ナク要トス。依テ之等債權ニ對スル差押ハ執達吏ヨリシテ其ノ証券ノ占有
 シテ之ヲナシム、（一六〇三条）執達吏カ占有ニ欲ハルトキハ差押ノ
 効ナシ、

(2) 換領手續

換領手續ハ執行裁判所ノ裁量ニ屬シ債權者ハ是ヲ才五百四十四条、
 五百九十五条、及ヒ六百条ノ規定ニ從ヒ、執達吏ヨリ受取リタル差押調
 査ノ認証アル證本ヲ添附シテ執行裁判所ノ換領命令ヲ申請スヘシ、然ラ
 裁判所ハ手取、如キ金錢債權ナルトキハ取立又ハ裁判官命令ヲ與ヘ又自休
 物ノ給付ノ目的トスル債權ナルトキハ才五百四十四条以下ニ從ヒ、各之ニ
 對スル換領命令ヲ與テ、而シテ各其ノ命令ノ主旨ニ從ヒ換領セラルヘシ
 要スルニ換領方法ハ凡テ其ノ債權ノ目的別ノ種類ニ從ヒ才六百条、六百
 〇一条、六百十三条乃至六百十七条及ヒ六百二十条ノ規定ニ從ヒテ之ヲ
 一八三

第三項

金錢以外、有体物ノ給付
ヲ目的トスル債權ニ對ス
ル執行

11) 有体動産ノ請求ニ對スル執行
此、差押手續

之レ亦差押命令ニヨリテ之ヲ入其ノ命令中ニ於テ一方ニハ債權者
ニ對シテ、債權ノ処分ヲ禁シ、他方ニハ才三債權者ニ對シ、其ノ動産
ヲ債權者ノ委託ニ從テ執達吏ニ引渡スニトテ命ス、(六一四條六一五
條一項) 此ノ命令ハ才三債權者及ヒ債權者ニ送達ス(五九八條二項
三項一) 執達吏ノ姓名ハ他ノヨリ差押命令中ニ表示セラル、コトヲ要

長、換価手續

セ又、執達吏ノ債權者ヨリ執行ノ委託ヲ受ケタルトキハ執行力アル正
本ヲ所持スルヲ以テ才三債權者ニ對シ物品ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得
ル(一五三四條一)

才三債權者ハ執達吏ノ請求ニ應ジ注意ナリ、動産ヲ引渡ハ可ナルモ
然ラサルトキハ執達吏ハ其ノ意ニ反シテ動産ヲ取上クルコトヲ得
ス、唯執行調査ニ引渡拒絶ノ旨ヲ記載スルニ止ル、依テ債權者ハ才三
債權者ニ從ヒ取立命令ヲ發シ、然シテ取立命令ニ基キ才三
債權者ニ對シ引渡ノ請求ヲ行ハ、才三債權者注意ニ之ニ應ゼサルトキ
ハ恰モ金錢債權ノ取立命令ニ應ゼサルトキノ如ク債權者ハ才三債權
者ニ對シ訴ヲ提起シ、其ノ勝訴ノ結果其ノ判決ニ基キ才三債權者ニ對
シテ才七百三十條ニ從ヒ他ノ才三債權者ヲ強引執行ヲ行ハスコトヲ得、才三債權者
カ任意ニ執達吏ニ動産ヲ引渡シタルトキハ取立命令ニ基キテナシ
ルトキ又ハ取立命令ニ基キ訴ノ結果確定判決ニ對スル強引執行ニヨリ

引渡シタルトモハ其物ノ換他ニ付テハ才五五七十二条以下ノ規定ニ従
ヒテ之ヲ入、(六一五条二項)

八一六

(2) 不動産ノ請求權ニ對スル執行

a. 差押手續

之ニ本差押命令ニモテ之ヲ入、其ノ命令中ニハ一方ニハ債務者
ノ財産ヲ禁シ、他方ニハ才三債務者ニ對シ其ノ不動産ヲ不動産所在地
ノ区裁判所ヨリ余シタル保管人ニ引渡入、才余令ヲ包含ス(六一四条
一項)

長 換他手續

保管人(Schlichter) 才余ハ不動産所在地ノ区裁判所ヨリ之
ヲ入、故ニ債權者ハ其ノ任意申立ヲ入ニトテ要ス、
才三債務者ヲ保管人ニ對シ不動産ヲ保管人ニ對シ任意ニ引渡シ、ル
トハ八款五命令ヲ申請シ、才三債務者取立命令ニ處セテトモハ茲ニ

訴ヲ起シ其ノ勝訴ノ確定判決ニ基テ才七五三十一條ニ従ヒ才三債務者
ニ對シ強制執行ヲ入、而シテ引渡シタル不動産ニ付テハ換他ハ始
メヨリ不動産ヲ差押ハタル場合ノ規定ヲ才六百四十條以下ニヨリテ
之ヲ入、(六一六条二項)

第四項

他ノ財産權ニ對スル
強制執行

(1) 他ノ財産權ノ意義

前述ノ金錢債權有体物ノ給付ヲ目的トスル債權及ヒ復述、不動産所
有權ヲ除外シタル他ノ財産權ヲ入、例ハ著作權、特許權、選取權、
業權、鉱業權、商標專權之ニ屬ス、然レテ之ニ對スル執行ハ本款ノ
八一七

規定即十才五百四十九條、六百二十四條、規定ヲ準用ス、(六二五條)

(2) 差押手續

金錢債権ノ差押ト同シク差押命令ニヨリ之ヲ行ス、尤モ新ル債権ニ付テハ才三債務者ノ存在七廿ル場合、前述ノ各種ノ賦産権ノ如ク之レトリ新ル七ノ二付テハ債務者ハ権利ノ喪失ヲ蒙ラズタル命令ヲ送達シタルトキ才以テ差押ノ効力ト然ス、

(3) 換価手續

新ル賦産権ニハ表面顯示ルモノナキカ故ニ執行命令ヲ奉スルコトヲ得ス、裁判所ハ時^{次分}別命令ヲ奉スルヲ普通トス、殊ニ管理人ヲ任命シテ其ノ賦産権ノ管理ヲ行シ、其ノ收益ニヨリテ債権者ハ債務ヲ得セシムル命令ヲ奉スルコトアルヘシ、此ノ場合ニハ管理人ノ果テハ才報酬及ヒ貨物ノ換価法計算ノ報告等

第五項 差押ヲ禁シタル債権

(1) 特別法ニ依ルモノ
在贓賦産、恩給等

(2) 民事訴訟法ニ規定セルモノ
第六百十八條ニ列挙ス

二何カ特別ノ命令ヲ奉スヘシ、又裁判所ハ新ル權利ノ讓渡ヲ命スルコトヲ得、斯ル場合ニハ六百十三條ヲ準用ス、

第六項 共同執行及び配当要求

(1) 数名、債権者、タメニ共同執行

同時ニ多数ノ債権者ノタメニ債権者ノ有スル債権ノ差押ヲナス場合ニ於テハ差押方法等モテ茲述ト同一規定ヲ準用シテ之ヲナス(六一九条)時ニ果シテ多数ノ債権者ノ同一ノ債権ニ對シテ差押ヲナシ得ヘキヤハ法文ノ上ニ於テハ明カナラズトモ又モ六百九条ノ二号ノ規定ヨリ推論スレハ重複ニテ差押ノ得ルモノトモハサレハナラズ、然レテ重複差押ノ場合ニハ畢竟配当要求アリタルト同一効力ヲ生シ各債権者ノタメニ取立命令ハ之ヲ廢スルコトヲ得ヘキモ執行命令ハ之ヲ廢スルコトヲ得ズ

(2) 配当要求

4. 配当要求ノ時期

金錢債権ニ付テハ取立命令ニ基キ取立ヲナシ、執行裁判所ニ届出テタル後又ハ滿所命令ヲ受ケタル後ハ最早配当要求ヲナシ得ズ(六一〇一条、六一〇一条、六一〇一条) 他ノ有体物ノ給付ヲ目的トスル債権等ニ付テハ換価ノ上其ノ領收シタル上ハ配当要求ヲナシ得ズ(六一〇二条、六一〇三条、六一〇五条、六一〇六条、六一〇七条)

6. 配当要求ヲナシタル債権者

執行力アル正本ヲ有スルモノハ勿論存セサルモノモ亦配当要求ヲナシ得、然レトモ二者ノ効力ノ上ニハ差異アリ、即チ執行力アル正本ヲ有スル債権者ハ正ニナシタル差押ヲ取消トナリタルトモ、換價ノ要求ノ順序ニヨリ其ノ者ノタメニ差押ハ、効力ヲ生ズ(六一〇条末項)、又チ六百二十三条ニ項及ヒ六百二十四条ニヨリ取立執行ヲ行フ権利アリ、然レニ執行力ヲ有セザル債権者ハ凡テ力、此權利ヲキリミナラズ場合ニヨリ仮任所ヲ決定スヘク(五九七条)、又チ五百九十一条ニ項及ヒ三項ニ從ヒ債権者ニ對シテ訴ヲ起ス、

己、配当表ニ対スル陳述及ヒ配当、タトニスル期日ノ指定ヲナスニト
（六二九条一）

(13) 配当表ニ対スル陳述

右ノ期日ニ於テハ配当ニ決ル債権者及ヒ債権者ヲ呼出シ配当表ニ對シ
異議ヲ申シテ否ヤノ陳述ヲナシムルモノトス、其ノ期日ハ全然異議申立
テキトキハ配当表ニ對シ配当ノ実施ヲナシ（六三〇条一項）、異議ノ申
立アルトキハ之ニ關係アル債権者ハ異議ヲ正者ト認ムルヤ否ヤニ付キ意
見ヲ陳述入ルニ、異議ニ關係アル債権者ヲ其ノ異議ヲ正者ト認メ又ハ他
ノ方法ニ於テ異議ニ合意シケルトキハ之ニ對シ配当表ヲ構成シ配当ヲ實
施ス、然シテ異議ノ決定セカルトキハ異議ノ正者ト認メ又ハ他
（六三〇条一）、尚本朝日ニ及府ニ付キテハ六三二条ニ
規定アリ、

(14) 配当異議ノ訴

期日ニ於テ異議ノ決定セカルトキハ異議ヲ申立テアル債権者ハ訴ヲ起
シテ其ノ異議ヲ主張シ、且ツ其ノ旨ヲ証明シテ配当實施ヲ妨ケヘキモノ
トス、此ノ訴ノ原告ハ異議ヲ申立テアル債権者ニシテ被告ハ異議ニヨリ
配当表ノ変更ニ付録アル債権者トシ、此ノ訴ハ配当ノ期日ヨリ七日ノ期
間内ニ提起スヘキモノニシテ且ツ此ノ訴ヲ起シタル旨ヲ裁判所ニ証明ス
ヘシ、若シ其ノ期間ヲ経過シタル後ハ裁判所ハ異議ニ拘ハラズ、配当實
施ヲ命ズ、（六三三條一）、債権者カ異議ヲ起スルモノハ六三三條三項
ニヨリテ訴ヲ起スヘキモノニヤラス、六三四條ニ所謂請求ニ付ス
ル異議ノ訴ヲ起シテ提起スヘキモノトス、異議ヲ申立テアル債権者カ右ノ
期間ヲ経過シタルトキハ異議ヲ唯配当手續ニ於テ異議ノ訴ヲ失フノミ、
後日裁判上ノ優先權ヲ主張スル裁判ハ之ヲ夕ムニ妨グケラレ、コトナシ
（六三四條）

異議、訴、管轄ニ付テハ、第六百三十五條ニ規定ス、又此ノ訴、訴訟時
 限、債権ノ全額ニ付テハ、配当表ノ変更ニ対スル異議申立人ノ利益
 之ナリ、又此ノ訴、手續ハ凡テ普通ノ訴訟ト異ルニ付テシ、只其ノ判決
 ニ於テハ配当額、係争部分ヲ如何ナル債権者ニ如何ナル數額ヲ以テ支給
 スルヤ否カ、若シ之ヲ定ムルニ付テハ、通商トセザルトキハ、例ハ八他ノ
 異議カ、未ダ完結セザルカ故ニ此ノ是ムルニ付テハ、例ハ八他ノ
 判決ニ於テ新ナル配当表及ヒ他ノ配当手續ヲ命ズ、(第六百三十一條)、若シ其
 ノ訴、口頭申論期日ニ異議ヲ申立テタル債権者カ、原席ニ付テハ、異議
 ヲ取下ケタルモ、トモ、若シ其ノ異議判決ヲ命ズ、

(5) 配当ノ実施

配当実施ノ下ニ場合ハ、第六百三十一條一項、六百三十一條、六百三十三
 條及ヒ六百三十八條ニ規定アリ、配当実施ノ手續ニ付テハ、第六百三十
 九條ニ規定セリ、配当ノ際、債権者ノ原席ニ付テハ、債権者カ、配当ノ要求ヲ

ナシタル要求ニ對シテ、議決ヲ行ハルル事、其ノ訴訟中ニ付テハ、仮差押
 債権者ノ債権ニ付テハ、確定セザルトキ、配当異議ノ訴アリテ其訴ノ完
 結セザルトキ、停止条件付ノ配当額等ハ之ヲ凍結スヘキモノトス、

第二節 不動産ニ對スル強制執行

第一條 通則

執行ノ方法

之ニ二種アリ、(一) 強制差押 (Zwangsvollstreckung)
 (二) 強制執行 (Zwangsvollstreckung) 十一
 強制差押トハ債権者所屬ノ不動産ヲ差押シテ、差押金ヲ以テ差

一五〇
乃至六百五十五條、六百四十三條一項、六百八十九條一項、千總、比等
トスルモノトス、

(3)、不動産差押、効力

債権者ハ差押ヲ受ケルモ其ノ不動産ノ利用係ニ管理ヲナスコトヲ得、
彼ノ其ノ收益モ亦之ヲ收ムルコトヲ得ヘシ。(六百四四條一項) 差押債権者
ニ対スル効力トシテハ差押ニヨリ優先権ヲ取得セサルコトハ不動産差押ト
同ヘナリ又其ノ不動産ニ已ニ担保権ノ存スルトキハ其ノ権利ヲ受重スヘ
キハ勿論トス、(六百四九條一項)、此ノ債権者ニ対スル効力トシテハ他
ノ債権者ハ更ニ競売開始ノ申立ヲナシ得ス、然レトモ申立ニヨリ配当要
求ノ効力ヲ生ス、(六百五九條一項、六百六九條)
仮差押、命令ヲヨリテ不動産ニ付テハ更ニ競売開始ノ決定ヲナスコト
ヲ妨ケス(六百五九條一項)
第三編ニ対スル効力トシテハ差押ヲ登記後ニ記入セシメテハ後ニヨリ

千八百第三者ニ対シテハ第三編ニ差押ノ効力ヲ以テ対抗シ得ルモノトス、大
凡テ登記テモ第三編ニ其ノ権利取得ノ際ニ差押スルハ競売ノ申立ヲヨリテ
ナリ知リタルトキハ差押効力ニ対シ善悪ナルコトヲ主張シ得ス、(六百五
九條) 尚ホ担保権ヲ有スル債権者ハ差押ヲナシテハ場合ニ付テハ同条
ニ項ニ規定アリ、

(4)、不動産差押消滅

競売申立ノ取下ケ(六百五、六三條) 但シ六百四十五條ニ項ノ場合
ヲ除ク、才六百五十五條及ニ六百五十六條ニ項ニヨリ競売手續ノ取消其ノ
他條則ノ規定ニヨリ執行ノ取消(五五、六三條)、場合ニ於テ差押ハ消滅
スルモノトス、何レノ場合ニ於テモ裁判所ハ差押記入ノ登記抹消ヲ登記
判事ニ囑托スルモノトス、(六百九、六三條)

(5)、競売手續ニ於ケル利害關係人

不動産競り手続ニ於テハ債權ハ年々利益関係人ノ範圍ヲ定メテ之ヲ其ノ
手続ニ附與セシム。其ノ利益關係人ノ範圍ハ大西田中八條ニ規定セリ。

(6) 債權者ノ應當要求

此ニ二種アリ

一、競売ノ申立ニヨリ解當ノ請求

執行力アル債務名義ヲ有スルモノニ限ルハ同論トス。此ノ申立ニヨリ

分配要求ノ期ヲ定ム(大四五條二項)

二、普通ノ應當要求

此ノ要求ハ大西田中八條ニヨリ定メテ

右二種ノ申立アルトシテハ執行裁判所ハ利益關係人ニ之ヲ通知ス。且ツ

債務者ニ對シテハ其ノ債權ヲ表示スルモノ者セテ出出シタルモノトス。債

權者ハ其諾セザル債權ニ付テハ其ノ債權者ハ許ヲ提起スルモノトス。(大四五條)

ヲ準用ス。(七〇一條)

第二項 競賣手続

(1) 競売準備

準備トシテハ底ノ事項ヲ定ム

一、最低価格ヲ定ムルコト(大五五條)

二、剩余ノ見込ヲキコトノ通知及ヒ之ニ對シテ債權者ヨリ自ラ買受ケル

コトノ申立アリテストキハ保證ヲ立テシメ得。然ラズニハ手続ヲ取者

スヘキコト(大五八條)

三、競売期日及ヒ競売期日ノ指定ヲナスコト及ヒ其ノ公告ヲナスコト(大

五七條、六五八條) 尚、公告ノ場所ハ第六百六十一條ニ規定セリ。

(2) 法律上ノ売却条件

強制競売ニ付テハ所有者ノ意思及チテ之ヲ又ニ之ノ力故ニ法律ニ於テ予メ之ニ關スル売却条件ヲ定ム。売却条件トハ競売人ノ利益義務ヲ定ムル法律上ノ要件ヲ云フ。其ノ要件ハ競売ノ成立ニ關スル事トシ

イ、最低競売価格ノ確定(六五五條、五七一條、六八九條一項)
ロ、優先権者ニ對テシテ之ノ優先ノ限中競売ノ事トシテ(六四九條一項、六五五條)

ハ、競買人ノ保證ノ依託(六四六條、七〇五條)
ニ、競買人ハ申出テテ之ニ競買価格人ニ對テ均等セラル、賣買及ヒ其ノ賣買ノ消滅(六六五條、六六六條、六八〇條)

ホ、天災ニ依ル競買ノ取消(六七八條)
知口ニ關スル条件

イ、不動産上ノ負擔ノ消滅(六四九條一項、四項)

ロ、不動産所有權取得(六八八條)

ハ、不動産引渡シハ代金ト引換ニスルコト(六八七條)

ニ、代金支払ノ時期(六九三條)

右売却条件ハ最低競売価格ノ他競売期日ニヨルテハ利害干渉人ノ合意アルトキハ之ヲ変更スルヲ許ス。変更スルトキハ特別ノ売却条件トシテス。此ノ特別売却条件ハ競売期日ニ於テ各人ニ告知ス(六八二條、六六三條)

(3) 競売ノ実施

競売期日ハ執達書ニテ之ヲ定ム(六五九條)。執達書ハ執行記録ヲ各人ノ閲覧ニ供スル特別ノ売却条件トシテ之ヲ告知ス。競買価格ノ申出ヲ拒否ス。競買人ニ付テハ法律上ノ制限ヲシテ、彼ノ不動産ノ所有者自身ニテ之ヲ得。競買人ハ申立ニヨリ担保ヲ以テ、之ヲセトス(六六四條)

一三八
又(六七三条)。又裁判所ノ職權ニヨリ調査スヘキ不許可ノ理由ニ付テハ第八百七十四条ニ掲ケテリ。

(3) 競落不許可ノ決定

當事者申立テタル異議ヲ正当トスルトキ(六七二条、六七四条一項、六七七条一項) 裁判所ニ於テモ職權ヲ以テ調査シ、競落ヲ許スヘカラサルモノト認めタルトキ(六七四条二項) 全部ヲ競落ニ付スル必要ナキトモ(六七五条) 決定ニヨリ不動産毀損ニ競落買手取消ストモ(六七八条)

以上ノ場合ニ於テ競落不許可ノ決定アルモノトス。

(4) 競落許可ノ決定

競落不許可ノ理由ナシト認めタルトキハ許可ノ決定ヲ付ス(六七七条一項) 競落決定ニハ第六百七十九条ニ掲ケル事項ヲ記載ス、然レテ且

一五ノ公告ス。

(5) 競落期日ノ調査ノ作成

之ニ付テモ亦調査ヲ作成ス(六七七条二項)

(6) 競落許可ノ決定ニ對スル抗告

先ツ抗告ヲナシ得、キモノトシテハ利害關係人(六八〇条一項、六八二条三項、六七三条) 競落人(六八〇条二項前段) 競買人(六八〇条二項後段及四項)トス。
抗告ノ理由ハ競落不許可ノ場合ニハ其ノ原因ナキコトヲ主張スヘク(六八六条一項) 競落許可決定ノ場合ニハ此ノ法律ニ掲ケル競落ノ許可ニ對スル異議ノ原因ヲ理由トスルトキ歟ハ又ハ競落決定力其ノ調査ノ趣旨ニ抵触スルコトヲ理由トシ抗告ヲナスコトヲ得、キモノトス(六八〇条二項、六八一条二項及三項) 抗告ノ知カハ執行停止ノ効力ヲ有スル

七、ト又（六八〇条一項）

次ニ抗告審手続トシテハ先ツ抗告期間ハ訂時抗告ノ一様規定ニヨル（
四六六条・四七四条）然レテ抗告審ニ於テハ既ラズシテ口頭辯論ヲ、
トスニトテ要セスト云フ抗告人ノ相手方ニ及テ後述ヲイハシムヘシ（六
八二条一項）然レテ審議ハ之ヲ併合ス、又裁判所ハ抗告ノ適法要件等
ニ付テハ職権調査ヲナシ、而シテ裁判ヲナスヘキモノトス（四六三条・
六七四条一項・六八二条一項）而シテ其ノ裁判ハ之ヲ言渡シ又ハ三テ
送達シテ之ヲ公布ス（六八三条）

一四〇

17) 競落許可ノ決定確定ノ効果

一、競落不許可ノ決定確定ノ場合、

此ノ場合ノ効果ノ規定トシテハ第六百八十四条 六百九十条ヲ参照
スヘシ

二、競落許可ノ決定確定ノ場合

不動産所有者ノ移転（六八六条） 承買ノ取得（民五七五条ノ例外
規定） 危険負担及ビ租税等ノ負担等ノ効果ヲ生シ不動産ノ引渡ハ代
金ト引換ニシテナシ（六八七条） 尚ホ不動産ニ存スル担保権等ニ付
テハ第六百四十九条二項及ヒ三項ノ効果ヲ生ス、

(4) 代金ノ支拂

競落ノ許可決定力確定スルトキハ執行裁判所ハ職権ヲ以テ代金ノ支拂
及ヒ配当ノタメノ期日定ム、（六九三条一項） 裁判所ハ其ノ期日ニ於
テ代金額ヲ定ム（六九四条） 尚ホ代金支拂方法トシテハ場合ニヨリ債
權ノ引渡及ハ租税ヲ以テシテトス（六九九条）

第五段 新競賣及再競賣

(1) 意義

一四一

新設赤トハ一且競売ニ着手シタルニ於テ東國ニヨリ競売手續ヲ完結スルニ至ラズニ及ニ競売手續ヲナシテ又再競売トハ一且競売許可ノ次ニ決定ナリテハ競売ニ於テ代金支払義務ヲ完全ニ履行セザルニ至ラズニ再競売ノナシトスルニテ

(2) 新競売ノ原因

第六百七十条 六百七十二条 六百七十四条 六百七十六条 六百七十八条ノ場合ニテ

(5) 再競売ノ手續

売却条件ニハ再競売手續ニモ亦之ヲ適用ス、其ノ他ノ手續ニ付キテハ第六百八十八条ニ規定セリ、

第六項 配当手續

(1) 配当手續開始ノ要件

- 一 先ツ多数債権者ノ存在スルコト、
- 二 売却代金ノ各債権者ノ算出スルニ不足ナルコト (六九一条)

(2) 配当ノ準備手續

先ツ債権者ノシテ計算終了後出サシム (六五八条ニ号 六九一条) 至配当期日ヲ指定ス (六九五条)

(3) 配当表ノ確定

期日ニ於テハ債権者ヲ通知シ配当表ヲ確定ス (六九五条) 配当表ノ記載事項ニ付テハ第六百九十条ニ規定セリ、又配当表ニ付テハ異議

及之配当ノ實施ニ依リテハ原則トシテハ不動産執行ニ于テモ規定ヲ準用ス(天九七条) 然レテ特別規定トシテハ第六百九十八条ノ規定アリ、

(7) 配当ノ實施ニシテモ場合ノ競売終了ノ登記(一七〇条)

裁判所ハ才七百条ニヨリ同上列挙ノ事項ヲ囑托ス、

(5) 配当實施ニ依リタル場合ノ競売終了ノ登記(一六九条)

第七項 入札拂

(1) 入札拂ノ意義

入札拂トハ債面ヲ以テ競売^賣申立テテ入場面方法ヲ云フ 之ヲナスハ利益ヲ保人ノ合意ニヨル申立テニヨリ、或ハ強取ニヨリテ之レヲテス(一七〇条)

入札手續

原則トシテハ強制競売ノ規定ヲ準用ス、只特別規定トシテハ第七百三十一條三項ノ規定ヲ設ケタリ、

第三款 強制管理

(1) 強制管理ノ必要

強制管理ハ不動産ノ管理ニシテノ收益ヲ以テ債權者ニ給濟シ得ルニシテ執行方法ニシテ華族世襲財産ノ如ク收益ノミヲ差押フヘキ場合、民法第百八十一條ノ買戻約款付テル不動産ノ場合ニ於テ其必要アリ、又若シ然ラズトスルモ先動産ノ收益ニ其増殖ヲ計リ然レテモ後處却テスモ可ナリ、

一五〇
執行ヲナス、只事物ノ性質ニヨリテ債務限度ニ時又ハ本節ニ特別ノ規定ヲ設ケザルモノハ別ニ之ニヨリテ執行ヲナス(七一七条一項)而シテ船舶ニ付テハ強制管理ノ申立ヲ許サス、之レ船舶ニ付テハ強制管理ハ不相当ト認メタルニヨルナリ(七一七条)執行機關ハ船舶カ差押當時破産セル港ヲ管理スル裁判所トス(七一八条)利害關係人ニ付テハ特別規定アリ(七二二条)

四、競賣手續

強制競賣ノ申立ハ不動産ニ対スルト同シト食セ此ニ添付スルハ証書ニ付テ特別規定アリ(七二〇条)差押ハ競売開始決定ヲ以テ之ヲナス、其ノ内ニハ強制競売開始ヲナス旨及船舶ヲ差押フル旨ヲ記載シ(七一七条一項、六六四条)又債権者ノ申立アルトモハ、全時ニ船舶ノ監守保存ノため必要ナル処分ヲ命ス、又其ノ送達取消等ニ付テハ才七三一条ニ項、三項ニ規定アリ、差押ノ效力トシテハ、不動産ノ差押ニ

付テ述ヘタル所ヲ此ニ添用スルコトヲ得ヘキモ特別事項ヲ述フレハ船舶ハ執行手續中差押港ニ碇有セシム、尤モ凡テノ利害ヲ係人ノ申立ニヨリ裁判所ハ其ノ執行ヲ許スコトヲ得(七一七条)又船長ヲ債務者トスル債務名義ニヨリ差押ヲナストモハ其ノ効力ハ所有権者ニモ及フ(七二二条一項)又差押効力ハ其ノ属ニ及フ(競売法一六五条、民法八九条、商法二一九条)又裁判所ハ登記ノ囑托ヲナス(七二九、六五二)競売手續ノ取消ニ付テモ六特別ノ原因アリ、即チ一ハ船舶カ差押當時其ノ裁判所管下ニ存在セザルハ(七二三条)又準備手續ヲ終リタル船舶ヲル(商法五四三條)斯ル原因アルトモハ競争手續ヲ取消シ得ヘキモノトス、
競売期日ハ裁判所セテ公告ス、其ノ場所等ニ付テハ才七百二十四条ニ特別規定アリ、及七百二十五条ニアリ

(3) 船舶ノ股分ニ対スル執行

「與フル勿レト言ハズ、則ケ、計ニ非ス（計ヲ失スル也）、」之ヲ与ヘ
ヨト言ハズ、則チ取ラクハ玉、臣カ秦ノ為ニスト見ハン。故ニ取ヲ封ヘス。
臣ヲシテ玉ノ為ニ之ヲ計ルヲ得レハ、之ヲ与フルニ如カスレト。玉曰ク
「諾」ト。虞卿之ヲ聞キ、入りテ玉ニ見ユ。玉、樓緩ノ言ヲ以テ之ニ告ク。
虞卿曰ク、「此レ飾説也（文飾ノ説ニシテ實ニ非ニ之ヲ計ルニ非サル也）
レト。玉曰ク、「何ノ謂ソマレト。虞卿曰ク（虞卿ノ上ニ、原本ニハ「秦既ニ
邯鄲ノ困ヲ解キ、而シテ趙王入朝シ、趙邦ヲシテ秦ニ事フルヲ約シ大果ヲ
割キテ謀セシムレノ效有アルハ錯簡ナルコト疑無シ、今之ヲ削ル）、」秦ノ
趙ヲ攻ムルマ、倦ミテ帰リンカ。玉、其力尙不能ク進メトモ、玉ヲ復シテ攻
メサリント思フカレト。玉曰ク「秦ノ我ヲ攻ムルマ、餘カヲ遣サス。又ス
倦ムルヲ以テ帰リシナランレト。虞卿曰ク「秦、其力ヲ以テ其ノ取ルコト
能ハサル所ヲ攻メテ、倦ミテ帰リ、玉又其力ノ攻ムルコト能ハサル所ヲ以
テ、以テ之ニ養スルハ、是レ秦ヲ助ケテ（我）自ラ攻ムル也。未年秦復タ玉
ヲ攻メハ、玉以テ救フナカランレト。玉、虞卿ノ言ヲ以テ樓緩ニ告ク。樓
五七

14
682

終

